

○中村のりゆき委員長 ただいまから、花咲スポーツ公園・新アリーナ等再整備事業計画に関する調査特別委員会を開会いたします。

本日の出席委員は、ただいまのところ１４名であります。よって、開議の定足数に達しましたので、これより会議を開きます。

なお、本日の会議にあべ委員から欠席する旨の届出がありますので、よろしくお願いいたします。

ここで、過日の委員会で上野、高橋紀博、能登谷、中野各委員から要求のありました１０件の資料につきましては、委員各位に御配付申し上げておりますので、御確認願います。

資料の説明は要りますでしょうか。

（「要りません」の声あり）

○中村のりゆき委員長 それでは、資料の説明につきましては省略させていただきます。

それでは、これより花咲スポーツ公園再整備事業及びこれに関連する事業に関する調査に入ります。

御質疑願います。

○石川まさゆき委員 おはようございます。よろしくお願いいたします。

早速、質疑に入ってまいります。

過日の６月３０日、花咲スポーツ公園・新アリーナ等再整備事業計画に関する調査特別委員会が設置されました。本日から実質的な審査がスタートすることとなるわけですが、そのトップバッターとして質疑することとなり、身の引き締まる思いであります。

７月１４日に開催された委員会では、理事者から、花咲スポーツ公園新アリーナ等再整備事業等のこれまでの経緯についての説明を受けたところでありますが、これまで、本事業を所管する常任委員会に、私を含めて複数の委員の方々が所属していなかったわけでありますので、これまでの経緯や取組について改めて検証するという観点から、これまでの取組状況について具体的に確認させていただきたいと思います。質疑項目が多くなりますが、御理解いただければと存じます。

まず、市としての花咲新アリーナに関わる計画についてであります。この計画は、令和５年度、令和６年３月に策定された花咲スポーツ公園再整備基本構想が初めになると思いますが、その策定の経緯や、新アリーナに関わる内容について、まずはお聞かせいただきたいと思います。

○大久保観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課主幹 花咲スポーツ公園は、多くの施設が設置から３０年以上が経過し、老朽化が進んでおり、特に総合体育館については、建設から４０年以上が経過し、その一部が耐震基準を満たしていない状況にあります。加えて、多様化するスポーツニーズへの対応が困難になっているなどの課題もあったことから、これらに計画的に対応するため、令和６年３月に花咲スポーツ公園再整備基本構想を策定し、公園全体の再整備を進めることとしたものでございます。

この基本構想の中で、総合体育館につきましては、建て替えによりプロフィットセンター機能を有する多目的アリーナとして整備することをお示したものでございます。

○石川まさゆき委員 ただいまの御答弁では、基本構想において、総合体育館は建て替えによりプロフィットセンター機能を有する多目的アリーナとして整備することが位置づけられているとのこ

とです。

令和6年度、令和7年3月には、この基本構想を踏まえて、施設に必要な機能や規模、役割など諸条件を取りまとめた花咲スポーツ公園新アリーナ等基本計画が策定されていますが、その計画内容についてお示しください。

○大久保観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課主幹 花咲スポーツ公園新アリーナ等基本計画では、花咲新アリーナと東光スポーツ公園複合体育施設の役割分担を明確にしており、花咲新アリーナは、プロスポーツやライブ、コンサートなど、多目的な用途に対応したプロフィットセンター機能を有する多目的アリーナとして、東光スポーツ公園複合体育施設は、市民利用や大会利用に適したスポーツ施設として、両施設を併せて本市のスポーツニーズに対応することとしております。

花咲新アリーナの規模につきましては、バスケットボールコートが2面確保できるフロア面積と観客席を約5千席とするメインアリーナ、バスケットボールコート1面が確保できるサブアリーナのほか、多目的室やトレーニングルームなどを想定し、概算事業費は約140億円を見込んでいたところでございます。

○石川まさゆき委員 花咲新アリーナは、市民やスポーツ団体など、大変多くの方々の利用が見込まれる施設でありますので、本基本計画の策定に当たっては、当然、市民やスポーツ団体からの意見を聞いているのではないかと思います。具体的にどのような意見を収集し、基本計画に反映させたのか、お尋ねいたします。

○大久保観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課主幹 基本計画の策定に当たりましては、市民やスポーツ団体等へのアンケート調査などを実施しており、市民アンケートは、市政モニター制度を活用し、新アリーナに期待する利用方法や、スポーツ公園のにぎわいを創出するために望まれる施設などを伺っており、プロスポーツやコンサート等での利用を望む意見、アマチュアスポーツ大会の開催を望む意見もいただいております。

スポーツ団体へのアンケートにつきましては、実際に施設を利用することが想定される団体の意向を確認することを目的に、旭川市スポーツ協会が実施しているスポーツ施設の利用調整に参加されているスポーツ団体等を対象に、42団体から、現総合体育館の大会利用上の課題や大会運営上必要な部屋、スペース、また配慮事項について回答をいただいております。さらに、東光スポーツ公園複合体育施設が整備された後でも新アリーナにおいて開催したい大会等の意向についても確認しており、新アリーナを利用したいという団体からは、複合体育施設だけでは開催できない大会があるとの御意見のほか、花咲のほうに必要な備品、設備がある、駐車場の確保が課題といった意見が挙げられておまして、東光スポーツ公園の複合体育施設整備内容の理解が図られていないと感じられる状況も見受けられました。

このアンケートの内容を踏まえ、個別にヒアリングが必要と考えられた団体に対しては、花咲新アリーナ及び東光複合体育施設の利用について意見交換を実施しております。これらの意見も参考に策定した基本計画（案）に対するパブリックコメントを令和7年1月23日から令和7年2月21日の期間で行い、意見提出数は9件、こちらは個人が6件、団体が3件となっております。これらの意見を新アリーナの整備基本方針や施設機能の検討に反映させ、旭川市スポーツ審議会の御意見も伺い、基本計画を取りまとめたところでございます。

○石川まさゆき委員 市民やスポーツ団体、スポーツ審議会などの意見を伺いながら基本計画が策定されたとのことですが、その過程においても、市では、花咲新アリーナと東光スポーツ公園の複合体育施設の２つの施設を整備する前提で意見を聞いていることが確認できました。花咲新アリーナの肯定的意見では、プロスポーツやコンサートの利用、複合体育館だけでは開催できない大会を花咲新アリーナでの開催を望んでいるということが分かりました。

これらの２つの施設の役割分担の考え方について、新アリーナ等基本計画ではどのように整理されたのか、お示しください。

○川原観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課長 現在の総合体育館のみでは市内のスポーツ需要を満たすことができていない状況でありましたことから、平成２８年度に体育館、小体育館、武道館の３館による東光スポーツ公園複合体育施設の基本計画を策定したところでございます。各種スポーツ大会が開催可能な規模として、体育館は床面積約２千８００平方メートル、バスケットコート３面が確保できる規模、観客席は、当時の競技実績等から固定席を約２千席としており、さらにプロスポーツなどの試合誘致も想定しながら、仮設席も含め、約５千席を確保する計画となっていたところでございます。

その後、花咲スポーツ公園の施設の老朽化や、多様化するニーズへの対応不足といった課題に対応するため、令和５年度に花咲スポーツ公園再整備基本構想を策定しております。この基本構想におきまして、総合体育館の建て替えによる新アリーナにつきましましては、プロスポーツや興行を行うことができるプロフィットセンター機能を有する多目的アリーナとする方向性を整理いたしまして、東光スポーツ公園複合体育施設につきましましては、既に競技スポーツ大会に対応した施設として計画されておりますことから、市民利用や大会利用に適したスポーツ施設とする役割分担の考え方を示しているところであります。

この基本構想を踏まえまして、令和６年度に策定いたしました新アリーナ等基本計画において、新アリーナについては市民利用、そして、プロスポーツ、興行によるプロフィットセンター、東光複合体育施設につきましましては、市民利用や大会開催等に適したスポーツ施設とする役割分担を示しているところであります。なお、東光複合体育施設の基本計画につきましても、この役割分担を踏まえまして令和７年度に見直しを行ったところでございます。

○石川まさゆき委員 御答弁いただきましたように、花咲新アリーナと東光スポーツ公園複合体育施設は、明確な役割分担の下で整備が進んでいくということです。そのうち、花咲新アリーナの整備に当たっては、官民連携導入可能性調査を実施しています。この調査は、新アリーナの施設整備費が１０億円以上の規模でありますので、旭川市ＰＦＩ活用指針に基づいて実施されたものと思いますが、どのような調査方法により民間事業者の参入意欲を確認されたのか、また、その結果から事業方式の評価に至るまでのプロセスについてお聞かせください。

○大久保観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課主幹 官民連携導入可能性調査では、アンケートやヒアリングによる市場調査を行い、民間事業者の参入意欲や、参加が可能と考える事業方式等の確認を行ったところでございます。その結果から、本事業に適用の可能性がある事業方式について、定性的、定量的な評価を行い、総合評価として取りまとめ、庁内の検討会議である花咲スポーツ公園再整備事業におけるＰＦＩ導入検討会議に報告し、この検討会議において官民連携手法での実施の妥当性が確認されたところでございます。

○石川まさゆき委員 庁内のPFI導入検討会議において、官民連携手法での実施の妥当性が確認されたとのことです。

官民連携導入可能性調査ですが、実施時期は令和6年度であり、新アリーナ等基本計画の策定と並行して実施されています。この2つの取組を同時進行させた理由と、その実施体制についてお聞きします。また、両取組の結果がどのように連携していたのかについても併せてお聞かせいただければと思います。

○川原観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課長 新アリーナ等基本計画では、市民やスポーツ団体へのアンケート調査を実施いたしまして、新アリーナの仕様や機能、整備基本方針などを取りまとめたところでございます。一方、官民連携導入可能性調査におきましては、民間事業者の参入意欲等の確認を行うため、アンケートやヒアリングによる市場調査を実施いたしまして、本事業に適用の可能性がある事業方式について、定性的、定量的な評価を行ったところでございます。これらの取組につきましては、基本計画で整理いたしました新アリーナの仕様や事業規模を前提といたしまして、民間事業者の参入可能性を検討するという関係にあり、基本計画の内容を官民連携導入可能性調査において反映させたところでございます。

○石川まさゆき委員 官民連携導入可能性調査の評価を受けて、その後の新アリーナの事業者選定に当たっては、事業者選定委員会が設置されていたと思います。その設置に当たっての委員選定の考えや、選定委員会における審議内容についてお聞かせください。

○大久保観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課主幹 花咲スポーツ公園再整備事業事業者選定委員会につきましては、旭川市PFI活用指針に定めるPFI審査委員会の設置を準用し、花咲スポーツ公園再整備事業の事業者を選定するに当たって、その契約の相手方を選定するための、プロポーザル方式による契約の相手方となり得る候補者の決定を厳正かつ公正に行うために設置したところでございます。

委員の構成につきましては、学識経験者として3名、専門家1名、行政職員3名の計7名としており、学識経験者は、まちづくり、都市計画分野やスポーツ分野、公園分野に関わる方、専門家は、財務分野から選任をしており、行政職員は、財務、スポーツ、公園を所管する部長職となっております。

事業者選定委員会においては、事業活動に関する事項や審査、検討に関する事項が扱われることから、審議の内容につきましては非公開として開催するとしたところでございます。なお、本委員会につきましては、このたびの募集要項による再募集を中止したため、委員各位には状況を御説明の上、6月15日をもって解散としております。

○石川まさゆき委員 このたびの再公募は中止になり、6月15日をもって事業者選定委員会を解散したということです。

令和6年度に実施した基本計画策定と官民連携導入可能性調査を踏まえたスケジュール、特に事業方式の最終決定と事業者募集に向けたプロセスはどのような状況であったのかについて、この際、お伺いしておきたいと思います。

○大久保観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課主幹 令和6年度に実施した官民連携導入可能性調査の結果を踏まえ、令和7年7月2日に花咲スポーツ公園再整備事業事業者選定委員会の1回目の会議を開催し、本事業の事業者募集に当たって、非保有方式での実施が妥当

との御意見をいただいたところです。この意見を踏まえ、同年１０月７日に事業方式の決定について公表し、事業者募集に向けた手続を１０月２４日の募集要項（案）の公表をもって開始したところでございます。

○石川まさゆき委員 事業者選定委員会で非保有方式が妥当との意見をいただいたとのことですが、その際、市が施設を保有する保有方式との比較検討において、どのような評価軸で検討され、非保有方式が優位と判断されたのかについて、具体的にお示しください。

○川原観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課長 事業者選定委員会には、３つの評価の視点を整理いたしまして、各視点ごとに事業方式の比較評価について説明を行ったところでございます。

委員会からは、評価の視点に関わる設定の考え方とその比較した内容について御了承いただき、その上で総合的な評価を御意見としてまとめていただいたところでございます。

説明内容といたしましては、新アリーナの目指す「スポーツと多様なコンテンツを掛け合わせた新たな魅力を創出」を実現するため、視点の１つ目といたしまして、プロフィットセンター機能の発揮、視点の２つ目といたしましては、事業者の経営の自由度を設定いたしまして、また、市の公共施設保有の視点からの財政面での評価といたしまして、視点の３つ目といたしまして、将来的な市の財政に与える影響を設定いたしまして、各視点ごとに事業方式を評価しております。新アリーナに求めるプロフィットセンターとしての役割を十分発揮するためには、経営の自由度をより高めることが必要であること、その経営の自由度を高めることにより、これまでになかったスポーツと多様なコンテンツによる様々な魅力が提供され、そのサービスを享受する市民にとっての利益につながり、本市の魅力向上や地域経済への波及も期待でき、これらに優位性のある事業方式は非保有方式であるとしたところでございます。

また、将来的な市の財政に与える影響では、非保有方式では、事業期間終了時の状況により、施設の廃止または事業延長の判断が可能であり、公共施設の保有量増加の抑制につながるなど、施設改修等の将来的な財政負担を軽減できるということで優位性があり、特有のリスクとして民間事業者の事業破綻リスクなどがあるものの、当該リスクを管理する取組は可能であると判断したものでございます。

○石川まさゆき委員 優位性のある事業方式として非保有方式を選択されたとのことですが、新アリーナの役割を十分に発揮させるためには、経営の自由度をより高めることは必要な選択であったと思います。本市の魅力向上や地域経済への波及は、そもそも新アリーナ設立の大義名分と私は理解しています。

定量的評価が可能な保有方式と、定性的評価に依存する非保有方式の評価方法の相違と妥当性について伺います。本委員会に提出されている資料の資料番号７－１によりますと、官民連携導入可能性調査におきまして、保有方式ではVFMという定量的指標で経済性を評価できる一方で、非保有方式では定性的評価に依存するという、評価方法に違いがあることが見てとれます。このような異なる評価方法で２つの方式を比較することの妥当性についてどのようにお考えか伺います。また、事業者選定委員会での最終的な判断根拠についても説明を求めたいと思います。

○川原観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課長 VFMにつきましては、公共施設として整備、運営する場合に、従来手法による整備、運営と比較し、どの程度コストの縮減

効果があるかを示す指標となるものでございます。そのため、DBO、BTO、BTコンセッションなど、保有方式では、市が施設を保有する公共施設整備という枠組みが明確に定まっているため、同一の前提条件の下、市の負担額や事業期間などが比較的予測可能でありまして、VFMという定量的指標で経済性を評価することができます。一方、非保有方式、民設民営方式でありますとかリース方式が該当するわけでありましたが、民間施設として民間事業者が施設の所有から資金調達、設計、施工、運営までを一貫して行うため、市の負担額や事業スキームが事業者の事業計画に大きく依存することから、市場調査の段階におきましては、ヒアリングの内容等から経済性を想定したところでございます。

令和6年度の庁内のPFI導入検討会議におきましては、定性的評価と定量的評価、さらに、民間事業者の評価も加えた総合評価を踏まえまして、公共施設、民間施設のいずれの施設整備・運営においても、実施の可能性や経済性が担保される可能性が確認できましたことから、具体的な事業方式は限定せず、官民連携手法での実施は妥当との判断をいただいたところでございます。

これらを踏まえまして、事業者選定委員会では、本事業の特性と目的に照らし合わせましてどの事業方式が最適であるかを比較した中で、総合的に判断をいただき、御意見をいただいたところでございます。

○石川まさゆき委員 事業者選定委員会において、どの事業方式が最適であるかを比較した中で、総合的に判断いただき、意見をいただいたとのことですが、それを受けて、最終的には市が意思決定を行うことになると思います。

では、選定委員会が開催されてから募集要項を公表し、募集を開始するまでのプロセスについてお示してください。

○大久保観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課主幹 令和7年7月2日に事業者選定委員会を開催し、非保有方式での実施が妥当との御意見をいただいた後、市議会への説明や、募集要項等の作成に向けて様々な調整を行った上で、同年9月29日に非保有方式による事業実施を市として意思決定を行い、10月7日に事業方式を公表したところでございます。その後、10月24日に募集要項等（案）を公表し、この募集要項（案）に対する個別対話を事業者と行い、その対話の内容を踏まえ、事業者の提案自由度の向上等の観点から内容を一部修正したところでございます。この修正案につきまして、事業者選定委員会からの御意見をいただき、同意を得た上で募集要項等として決定し、令和8年1月27日に公表をしたものでございます。

○石川まさゆき委員 ただいまの御答弁では、10月24日に募集要項（案）を公表してから、事業者と個別対話を行い、その内容を一部修正したとのことですが。

それでは、本年1月27日に募集要項が公表されたわけですが、当初の案からどのような変更があったのか、御説明ください。

○大久保観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課主幹 募集要項（案）からの変更点については大きく3点あり、1点目は、当初から本公表時に提示することとしていた提案上限額について明記をしたところでございます。2点目につきましては、事業期間について変更した内容を示しており、案の段階では、工事着手から30年を想定するとしており、30年以降は、事業継続の可否について市と協議を行い、合意をもって更新できる内容としておりましたが、個別対話において、建設する新アリーナは30年以降も利用可能であると想定され、より長い事業期間が

適切であるとの御意見がございました。市の公共施設等総合管理計画においては、公共施設を65年間利用することを目指していること、また、非保有方式による事業実施では、施設を保有しないことにより、例えば大規模改修費といった将来的な費用の発生を抑えることも有利な点としており、より長期の運営とすることで市の財政的な負担は少なくなる可能性があること、また、長期の事業期間の提案が可能となれば、事業者の事業計画策定の自由度が高まることが想定され、よりよい提案となる可能性があるものと考えたところであります。

一方、事業期間が長期になることで、事業破綻リスクが高まることも事業者選定委員会においては危惧されたところでございますが、事業期間中のモニタリングによる確認や、10年の公園施設の設置管理許可の更新時にも事業の運営状況の確認を行うこととしており、施設の有効利用及び市の負担軽減、事業者の提案自由度の向上の観点から、事業期間について、新アリーナの供用開始日から30年以上65年以下の範囲で事業期間を提案するに変更したところでございます。これについて、選定委員会からも了承をいただき、変更することとしたものでございます。

3点目につきましては、文章表現や文言の整理、スケジュール等の時点修正などを行っております。

○石川まさゆき委員 新アリーナの整備に当たっては、これまで、必要な調査や手順を踏まえながら、非保有方式で進めることを決定し、手続を進めてこられたわけですが、非保有方式と言いながら、都市公園において整備を進めることを考慮すると、一定程度、公共性を求められるのではないかと考えますが、新アリーナが果たす役割と効果についてどのようにお考えか、改めてお聞かせいただきたいと思います。

○川原観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課長 新アリーナの役割といたしましては、スポーツを見る観点から、高付加価値のサービスを提供するプロフィットセンターとしての機能が発揮される施設になること、また、スポーツをする観点から、東光スポーツ公園複合体育施設との役割分担の下、市民の日常的個人利用、スポーツ大会を目的とした施設利用、市の事業ほか、コンベンション利用の大きく3つの視点におきまして役割を担い、市民がスポーツを中心とした様々な活動を行う拠点となることを想定しているところであります。

また、新アリーナを運営する事業者が様々なコンテンツを生み出し、スポーツやこれまでになかったイベントなどに触れる機会が増えることで新たなにぎわいが創出され、交流人口の増加などといった様々な波及効果が期待できるものと考えているところでございます。

○石川まさゆき委員 新アリーナの整備を非保有方式で進めることとしながらも、市民がスポーツを中心とした様々な活動を行う拠点となることを想定しているのであれば、公共性を求められることになることから、その利用分を市として負担する必要があるとも考えます。募集要項でも示されていましたが、提案上限額設定の考え方についてお聞かせいただきたいと思います。

○大久保観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課主幹 新アリーナ事業の事業者募集に当たり、新アリーナ活用事業の内容と、その対価として市が1年間に支払う上限額を示すことで、募集しようとする事業者の適正な事業計画策定につなげることであります。

この提案上限額設定の条件の1つ目といたしまして、官民連携手法のうち、保有方式で最も有利と想定される事業方式を採用した場合の事業費を超えない範囲にあること、また、条件の2つ目として、非保有方式での利用を想定している場所、時間に相当する1年当たりの費用を超えない範囲

にあることといたしました。

額の算定のため必要となる市が使用する日数を設定しており、3つの利用に整理をしており、1つ目が市民の日常的個人利用で、スポーツ実施率の向上や学校部活動の地域展開を踏まえ、現総合体育館の利用状況を参考に年間140日としております。2つ目がスポーツ大会を目的とした施設利用で、これまで希望する日時や場所で開催できない大会があったことから、アンケートやヒアリングを行い、東光スポーツ公園複合体育施設が完成した場合でも希望どおり開催ができない大会日数として不足分60日を想定いたしました。3つ目といたしまして、市の事業のほか、コンベンション利用で、現在実施しているスポーツ推進事業や、新アリーナができることによる新たな利用も勘案し、20日間の確保を想定いたしました。これらを合わせ、公共利用となる新アリーナ活用事業の日数を年間220日と想定し、提案上限額の算定を行うことといたしました。なお、大会開催や実施事業につきましては年によって変動することもあることから、実際の使用日数は、毎年度、事業者と協議することとしております。

○石川まさゆき委員 ただいま御答弁いただいた内容を踏まえまして、募集要項は当初の案から提案上限額を明記するなど、修正を加え、様々な条件整理を行った上で取りまとめが行われていると思います。

では、募集要項を公表してからのプロセスはどのような状況か、お示してください。

○大久保観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課主幹 本年1月27日に募集要項を公表したところであり、2月10日に事業者説明会を開催、2月13日までに質問事項を受け付けており、その回答につきましては2月20日に公表しております。この質問を受け、参加資格確認申請の申請期間を延長することとしたことから、募集要項の修正版を2月24日に公表しております。この後の流れといたしましては、仮に参加資格確認申請が提出されれば、その申請内容を確認した上で結果を通知し、その事業者と個別対話を行った後、事業の実施体制や収支計画、資金調達等に関する1次提案書を受け、事業者選定委員会での1次審査、その後、施設整備計画や運営計画等に関する2次提案書を受け付け、提案内容のプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、その内容について総合的に審査を行い、優先交渉権者を決定することを想定していたところでございます。

○石川まさゆき委員 募集要項が公表されてから申請期間を延長したとのことでもあります。なぜ延長する必要があったのか、その理由についてお聞かせください。

○大久保観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課主幹 事業者から提出された質問において、参加資格確認申請に当たり、各業務を行う構成企業の書類確認等に時間を要するため、締切り期間を延長願いたいとの申出がございました。本事業の参加資格確認申請期間については、既に募集要項（案）を10月24日に公表し、個別対話を実施し、その結果についても公表しており、募集に当たって十分な準備期間を設定していると認識しておりましたが、2月10日に実施した説明会には個別対話に参加していない事業者も参加しており、正式な募集要項の公表をもってグループの組成に動き出した事業者もいたものと推測したところであります。そのため、本事業については多くの事業者からの提案を受けることが望ましいことから、事業提案の可能性のある事業者に対する提案の機会を確保するため、2月27日としていた参加資格確認申請の締切り期限を約1か月延長し、4月3日とすることとし、その後のスケジュールについても変更することとした

ところでございます。

○石川まさゆき委員 事業者からの申出を受ける形で参加資格確認申請の期間を延長したものの、事業者からの申請がなかったことは誠に残念な結果でありました。今回、申請がなかった原因についての調査を実施されていますが、その調査方法と結果についてお聞かせください。

○大久保観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課主幹 本年2月10日に実施した説明会に参加した事業者にアンケート調査を行い、5事業者から回答をいただいたところであります。さらに、アンケート調査の回答をいただいた事業者のうち、詳細に意見を伺う必要があった5者、グループでの応募を想定していた事業者の構成企業も含みますが、対面によりヒアリングを行ったところでございます。

調査結果としましては、アンケート調査につきましては3項目についての自由記載とし、まず1項目めの事業条件については、非保有方式における長期間のリスクの予測の困難さや、グループ組成に当たっての時間不足、構成企業の要件についての課題が挙げられております。2つ目の採算性やリスクについては、建設費高騰に伴う収支見通しの厳しさやリスクが事業者負担に偏っている点に懸念が示されております。3項目めの参加意欲を高める手法については、運営と施設整備を分離した方式での事業スキーム、リスクの官民分担、周辺エリア一帯の開発提案、補助金の支援の検討などが求められております。

ヒアリング調査につきましては、まず、非保有方式は困難とする事業者からは、リスクの大きさから参入を断念したものの、公設民営方式であれば検討の余地があるとの意見をいただいております。非保有方式は可能とする事業者からは、建設費高騰や収支計画等の不確定要素により、期間内での大手ゼネコンの確保が困難であったとの話を受けたところであります。また、建設企業の参画には時間を要するため、優先交渉権者選定後に構成企業を決定できる仕組みを求める声もいただいたところでございます。

○石川まさゆき委員 アンケート調査を行い、さらに詳細な意見を伺うためのヒアリング調査を行ったとのことでもあります。

1項目めの事業条件での非保有方式における長期のリスクの予測の困難さ、グループ組成の時間不足、構成企業の要件などの課題が大きかったことと思われます。その調査結果を踏まえた上で、参加資格確認申請がなかった原因についてどのように考察しているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○川原観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課長 調査結果のまとめといたしまして、非保有方式での事業者募集に応募がなかった原因につきましては、事業スキームに対する本市と事業者との考え方に乖離があったものと整理をしております。

本市といたしましては、体育館の建て替え等の類似事例におきまして広く実施をされておりますPFI手法における事業者募集の手続を参考にしながら、グループ組成時点で建設等に関わる企業の参加を求めているところではありますが、非保有方式での提案を考えていた事業者は、当初からの建設企業の参加を想定しておらず、募集の手続が開始してから大手ゼネコン等の参画に向けて動き出したものの、結果として参加が得られず、応募の要件を満たすことができなかったことが原因であったと考えているところであります。

○石川まさゆき委員 最後の質疑になりますが、今回の事態を受けて、今後はどのように取り組ん

でいくのか、市の考えをお聞かせください。

○松本観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備担当部長 今回の募集要項は、市の考えと事業者が想定していた事業スキームとの乖離が大きいことから、このたびの募集要項による事業者募集は中止したところでございます。

今後の新アリーナに関わる取組といたしましては、まずは本特別委員会において調査いただくこととなりましたので、その結果報告を踏まえながら、その内容を十分に勘案した後、本事業に興味を持っていたっている事業者、既に今後の動きについてお問合せをいただいている事業者などと、事業方式は問わず広く対話を行い、事業の方向性について整理してまいりたいと考えているところでございます。

○石川まさゆき委員 市の考えと事業者が想定した事業スキームの乖離が大きかったことが要因であったとのことです。しかし、新アリーナ構想はまだスタート地点にも立っていないのが現状だと思いますので、本調査委員会の結果報告を踏まえ、本事業に興味を持っていたっている事業者とも連携を継続していただいて、事業の方向性について引き続きしっかりと整理していただければと思います。

今回の質疑では、これまでの経緯や取組についてお聞きしてまいりましたが、市の理論や判断、さらに対応に誤りはなかったと判断できます。先ほども述べさせていただきましたが、本事業における本市の魅力向上や地域経済への波及は、そもそも新アリーナ設置の大義名分と理解しています。新アリーナは、様々なコンテンツを生み出し、旭川市民がスポーツや、これまでになかったイベントに触れる機会が増えることで、新たなにぎわいが創出され、交流人口の増加など、様々な波及効果が期待できるからです。

最後に、この道北の地にアリーナは必要とエールを送り、私の質疑を終えます。

○中村のりゆき委員長 質疑者交代をお願いいたします。

それでは、御質疑願います。

○上野委員 改めまして、おはようございます。

熊本県で本当に大変な地震が起きて、被害が出て、亡くなった方にお悔やみを申し上げるとともに、けがをされた方に心よりお見舞いを申し上げてから質疑させていただきたいと思います。

私ごとですが、実は、昨日まで2日間視察に行っておりまして、行った先が岩手県の紫波町というところで、民設民営でサッカー場を建設して、その後、大変まちがにぎわったという、民設民営の成功例として挙げられているところを視察してまいりました。私の専門はサッカーですので、サッカー協会が経営をしているってということも含めて興味がありましたので、ずっと前からちょっと視察の予定を入れていたもので、特別委員会の本当に間近まで視察に行っておりまして、昨日も夜遅く帰ってきた関係で、いつもなら原稿を作って質問するところなんですけど、ちょっと間に合わず、大変申し訳なく思っておりますが、質問させていただきたいと思っています。

今回の花咲スポーツ公園・新アリーナ等再整備事業計画に関する調査特別委員会ですが、先日、代表者会議において、今回は1クール目ということで、調査項目が4つございましたうちの2つ、基本計画・募集要項策定等までの経緯と、参加資格確認申請事業者がなかったことへの原因究明、これが一つ、もう一つは、非保有方式の事業実施の実効性に関する検討ということで、2つが今回の1クールの課題かと思っております。

代表者会議の中で、私、質問を申し上げまして、その後の3、4に関わることも関連するので、関連して質問してもよろしいかということについては、代表者会議のほうで確認は取れておりますので、若干それに関わっても質問することをお許しいただきたいと思います。

それでは、まず1問目なんですけれども、率直に聞きます。先ほど、石川まさゆき委員の話の中にもございましたけれども、応募事業者がゼロだった原因を市としてはどのように分析しているのか、まずお聞きしたいと思います。

○川原観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課長 参加資格確認申請に申請がなかったということを受けまして実施をいたしました原因調査の結果から、新アリーナ事業の事業スキームに対する本市と事業者の考えに乖離があったものというふうに分析をしているところでございます。

本市といたしましては、PFI手法における類似事例を参考に、グループ組成の時点で建設等に関わる企業の参加を求めているところでありますが、非保有方式での提案を検討しておりました事業者は、当初からの建設企業の参加を想定しておらず、募集手続が開始してから大手ゼネコン等の参画に向けて動き出したものの、建設費高騰や人材不足などもありまして、結果として申請期間内での参画が得られず、応募の要件を満たすことができなかったとの話を伺っておりまして、それらのことが主な要因であったというふうに考えております。

○上野委員 ただいまの答弁の中で、ちょっと分からないところがあるので聞かせていただきますが、PFI手法における類似事例を参考とありますが、どこの事例を参考としたのか、お示しいただきたいと思います。

○大久保観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課主幹 特定の自治体の事例をそのまま引用したというわけではなく、内閣府が示しているPFI事業導入の手引きなどの国のガイドラインにおいて標準とされている事業手法をベースに作成をいたしました。

○上野委員 それでは、事例ということではなく、国のガイドラインを参考にしたということで認識させていただきます。

その中で、申請時点で、グループ組成のときに建設等に関わる企業の参加を必要とした、このガイドラインを読めば出てくるのかも分かりませんが、そこについて御説明願いたいと思います。

○大久保観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課主幹 PFI事業では、施設の設計、建設、さらに長期間にわたる維持管理や運営といった多岐にわたる業務を一括して実施する事業となっております。そのため、1つの企業が単独でこれら全ての業務を担うことは非常にまれであり、建設会社、設計事務所、施設の維持管理会社、運営ノウハウを持つ企業などがグループを組成して応募することが全国的に見て一般的な要件となっていることから、そちらを参考といたしまして、建設企業の参加を要件としたところでございます。

○上野委員 グループ組成が必要だということは、これまでのいろんな建設物を見ても、これは当然だと思うんですけども、申請時でそれがなぜ必要だったのかっていう点については、ここでは今、聞きませんけれども、一つの問題点なのかなと思います。

それから、建設、設計に係る構成企業についてですけども、旭川市との関連をちょっとお聞きしますが、旭川市の企業についてはどのような内容、要件が入っているのでしょうか。

○大久保観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課主幹 募集要項において、旭

川市の企業という部分で要件をつけている部分につきましては、建設企業につきましては、建設を担う構成企業は旭川市内に本店を有する法人を1者以上含むこととしております。このほか、応募者には、旭川市内に本店を有する法人を可能な限り多く含むよう努めることといった努力規定についても記載をしております。

○上野委員 今、答弁を聞きますと、これまでの、いろんな建築関係で建てる時とあまり変わらない条件が示されているということで、これが申請を拒んだということにはならないのかなというふうに認識しました。

それじゃ、1番目の答弁に戻りますが、非保有方式での提案を検討していた事業者は、当初からの建設企業の参加を想定しておらずと答弁されましたが、私、ここが一番の問題というふうに思いますが、事前の情報提供というのはなされなかったのか、お聞きします。

○大久保観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課主幹 募集要項等の案の公表時の段階で、参加資格要件に関する内容を示しており、その後の質問提出や個別対話においても問合せがなかったことから、この内容については御理解されていたものと認識をしております。

○上野委員 ただいまの答弁で、内容は示していたと。これは資料を見ると出てくると思います。後ほどまた詳しく聞きますけれども、市側はそうように受け止めているというふうに理解しました。示しているということですね。

ということは、そうであれば、事業者側の見立てだとか見込み、そういったものに甘さがあったと考えているのか、その点についてお聞かせください。

○大久保観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課主幹 市といたしましては、グループ組成に対して十分な期間を設けていたと考えておりましたが、結果としてグループ組成が整わず、応募ができなかったということになっているかと考えております。

○上野委員 グループ組成が整わずということの理由につきましては、何度かこれも聞いていますが、大手ゼネコンに参画を求めたけれども、様々な理由において、今段階では判断できないということが理由の一つとして挙げられておりますが、そういった民間がリスクを感じ、採算が取れないと判断した事業を市はなぜ成立すると考えたのか、お聞かせください。

○川原観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課長 今回の原因調査におきまして、非保有方式を可能とする事業者から、採算が取れないとの判断をしたとの意見はございませんでした。非保有方式は、令和6年度に実施いたしました官民連携導入可能性調査における市場調査におきまして、事業参加が可能と挙げられた方式でありまして、これまでの募集要項（案）に対する個別対話や、募集要項等に対する説明会及び質問の受付などにおきまして事業者の参加がありましたことから、本事業への参加の意思があると想定をしておりました。

また、事業内容につきましても、新アリーナ周辺での収益施設の整備や既存公園の管理運営についても提案することができるなど、民間事業者の採算性向上にもつながる整理を行ってきたことから、今回の参加資格確認申請への申請があるものと認識をしていたところでございます。

○上野委員 ただいまの答弁の中で、非保有方式を可能とする事業者が採算は取れないと判断していないと答弁がございましたけれども、グループ組成で事業に参画する予定の大手企業が建設費の高騰や人材不足を理由に参画しないということは、これ、結果的に採算が今段階で取れない、そういう保証がないということではないかと私は考えるんですが、それについて御意見をお伺いしたい

と思います。

○川原観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課長 今回の原因調査において確認いたしましたのは、非保有方式そのものについて採算が取れないという判断があったものではなく、大手ゼネコン等の事業参加を打診していたものの、昨今の建設費の高騰、人材不足などによる全国的な事業調整が必要であることから、期限までの参画の判断が得られなかったなどの要因によりまして、期限内でのグループ組成に必要な建設事業者の参画が困難となったことが主な要因であるということでございます。

御指摘のとおり、グループを期限までに組成できなかった結果として、参加資格確認申請に至らなかったことは事実であります。非保有方式の事業スキームそのものの採算性に問題があったということが必ずしもその要因ではないと考えているところでございます。

○上野委員 現実問題として、事業調整が必要ということと言われたということは、事業を見直せということと同じだと私は判断するんですが、ちょっと次に話題を変えますが、事業内容についても、新アリーナ周辺での収益施設の整備や既存公園の管理運営についても提案することができるなど、民間事業者の採算性向上にもつながる整理を行ってきたところから、今回の参加資格確認申請の申請があるものと認識していたと、先ほどの答弁でなされております。この採算向上につながる整理を行ってきたのは誰か、また、その内容について詳しく御説明をいただきたいと思います。多分、先ほど言った紫波町のような例で言えば、サッカー場ができたことによって、駅ができたり、それから庁舎がそばに移転してきたり、商業施設が出てきたりっていうことを触れているのかなと思うんですけれども、それについて御説明願いたいと思います。

○大久保観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課主幹 今回お示ししておりました募集要項の内容につきましては、市が主体となって、アドバイザー業務の支援を受けながら取りまとめたものでございます。採算性の向上につきましては、事業提案を検討する上で、新アリーナ周辺での収益施設の配置や、公園全体を一体的に管理運営するということで、スケールメリットを生かした収益の確保が可能となるよう、募集要項の整理をしたものでございまして、自由度を高める観点から任意での提案を可能としたものでございます。

○上野委員 自由度を高めるっていうのは、私も見てきて、大いにそのように思いました。ただ、これは、旭川市の場合には何か、アドバイザーが描いた夢そのままではないかなっていう気がするんですけど、そうではないということですね。分かりました。それは撤回いたします。

それでは、2030年度開業断念後の新しい工程表というのはできているのか、お示してください。

○川原観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課長 今後の新アリーナ事業につきましては、事業の実現に向け、事業方式を問わず、本市のアリーナ事業に興味を持っていただいている事業者との対話を実施し、方向性を整理する予定としておりますが、本特別委員会の報告内容を踏まえまして、対話の内容等の整理も必要と考えておりますので、現時点におきましてお示しできるスケジュールはございません。

○上野委員 ただいまの答弁で、事業方式を問わずということの答弁がありましたけれども、非保有方式でなくてもよいという認識で構いませんか。

○川原観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課長 今後予定している調査につきましては、事業者選定委員会からの御意見、非保有方式による事業提案がなかった場合や、提案

内容が一定の水準を満たさない場合には、改めて保有方式を進めることを含めて検討することという意見が付されておりましたので、そういった御意見、それから、市長からも、あらゆる角度から調査、検討を進めるよう指示がありましたことから、本事業に興味を持っていただいております事業者や、既に今後の動きについてお問合せをいただいている事業者などと、事業方式は問わず、広く対話を行いまして、方向性を整理してまいりたいと考えているところでございます。

○上野委員 一旦、ここで原因、理由等については終わりますけれども、次に、そもそも論というか、本事業が起案された、そもそもの経過、経緯について伺います。人口減少、財政状況が非常に厳しい旭川市ですけれども、この事業を最優先事業と考える、その理由については何かお示しください。

○川原観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課長 令和5年度に策定いたしました花咲スポーツ公園再整備基本構想におきまして、施設の老朽化や多様化するニーズへの対応不足といった課題に対応するため、スタルヒン球場や陸上競技場、球技場やプールといった施設につきまして、機能維持に向けた改修や既存機能の見直し検討といった基本的な整備方針を示しております。その中で、総合体育館の老朽化や一部耐震性がないといった課題に対応し、安全、安心なスポーツの実施環境の確保を優先すべきものと判断したところでございます。

また、官民連携手法のうち、非保有方式を採用することで、大規模改修費や設備更新費などといった将来的な負担を回避することもできるものと期待したところでございます。

○上野委員 いろいろ言いたいことはありますが、時間もないので先に進みますが、そもそも、こういう話が起きた令和5年度の話ですけれども、花咲スポーツ公園再整備基本構想というのは、タスクフォースを設置して開始したと思うんですけれども、このタスクフォースを設置した理由についてお示しいただきたいと思います。

○大久保観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課主幹 花咲スポーツ公園等再整備タスクフォースにつきましては、花咲スポーツ公園の再整備を進めるに当たり、関係者間で情報共有を進め、あるべき将来像を検討するため、令和4年9月に包括連携協定を締結した株式会社コンサドレーにも参加いただき、令和5年4月に設置をしたものでございます。

○上野委員 タスクフォースという言葉は私も聞き慣れなかったもんですから、いろいろ調べたら、組織内の緊急性のある事柄についてつくる組織であるということで、他の組織とはちょっと違うものだというふうに思っていますが、これ、なぜタスクフォースだったのか、それについて理由があればお答え願いたいと思うんですけれども。緊急性という観点でつくられた、設置されたんだと思いますけれども、それについてお答えいただきたいと思います。

○大久保観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課主幹 花咲スポーツ公園の再整備に当たりましては、やはり老朽化が進んでいること、それから総合体育館につきまして、一部耐震性がないということで、やはり、公園全体的な再整備については整理をしていくことが緊急的な課題であるという担当部局間の認識の下で、タスクフォースという名前はつけさせていただきましたが、まずは関係者間で状況の整理をしっかりとした上で次の計画につなげていきたいと考えたものだと思っております。

○上野委員 タスクフォースっていう意味に先ほど私もちょっと触れましたけれども、緊急性という意味では、今の答弁ではなかなか納得しないものがあるのかなと思いますが、ちょっと次に進ませ

ていただきます。

ここまで聞いた中で、やっぱり納得しないところが何点かあって、それについては今後、委員の皆様への質問を聞きながら最終的に判断をして、次のクールに進みたいと思うんですけども、計画を白紙から見直す考えっていうのはあるのかどうなのかをお聞かせください。

○川原観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課長 令和5年度策定の花咲スポーツ公園再整備基本構想に基づき、総合体育館についてプロフィットセンター機能を有する多目的アリーナへの建て替えを目指し、令和6年度の官民連携導入可能性調査及び新アリーナ等基本計画におきまして、官民連携手法による整備をすることといたしておりますことから、新アリーナ事業の実現に向けた取組を進めてきたところでございます。今回の募集要項等による参加資格確認申請はございませんでしたが、原因調査のヒアリングにおきましても本事業について参加の意欲がある事業者がいたことから、非保有方式での事業者募集の可能性も模索しつつ、保有方式で進めることも含めた調査検討を行ってまいりたいと考えているところでございます。

○上野委員 それでは、白紙の考えではなくて見直しをしていくということで、旭川市は今、考えているということで、今の時点では理解をいたしました。

それじゃ、もう一度この内容について聞きますけれども、総合的判断というのがいろんなところに出てきますけど、そのときの指標だとかデータっていう、そういったものはお持ちなのかどうか、この事業方式も含めてですね、そこをお答え願いたいと思います。

○川原観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課長 新アリーナ事業の事業者募集に当たっての事業方式の決定につきましては、令和6年度の市場調査の結果を踏まえまして、適用の可能性のある事業方式について、市が施設を保有する保有方式と、市が施設を保有しない非保有方式に大別をいたしまして、その比較の視点といたしましては、新アリーナの設置の目的から、まず視点の1つ目といたしまして、プロフィットセンター機能の発揮、視点の2つ目といたしまして、事業者の経営の自由度、市の公共施設保有の視点から、財政面での評価といたしまして、視点の3番目として、将来的な市の財政に与える影響、これら3つの視点を設定いたしまして、それぞれの比較をしたところでございます。その後、これらの内容を事業者選定委員会にお示しをいたしまして、各視点の設定とその比較をそれぞれ確認した上で総合的に判断をいただき、非保有方式で進めることは妥当との判断をいただいたところであり、決定したものでございます。

○上野委員 事業方式については先ほど来も出ておりますけれども、この決定というのは、事業者選定委員会の決定ということで御理解してよろしいのかどうか、お聞かせください。

○川原観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課長 事業方式につきましては、事業者選定委員会の意見を踏まえまして市が決定しております。

○上野委員 それでは、財政的な問題についてちょっとこれから質問しますけれども、まず、この施設を建てることによって交流人口の増加、これは年間何人を見込み、そしてその根拠についてお示し願いたいと思います。

○川原観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課長 新アリーナと東光スポーツ公園複合体育施設の2館によりまして、全道・全国規模のスポーツ大会の開催が可能となり、さらに、プロフィットセンター機能を有する多目的アリーナとすることで、プロスポーツやライブ、コンサートなどの実施が可能となることから、交流人口の増加につながると予想はしておりますが、

プロスポーツやライブ、コンサートの誘致につきましては、事業者のノウハウ、あるいは手腕によるところが大きい部分がございますし、事業者が確定し、その後、事業計画が具体化しなければ試算は困難であることから、現時点におきましてお示しできるものはないところでございます。

○上野委員 それでは、経済波及効果というのはどのぐらいと試算をしているのかについてもお答えください。

○川原観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課長 経済波及効果につきましても、事業者の事業計画が具体化しなければ、なかなかその試算は困難であるのかなというふうに考えておりまして、現時点でお示しできる状況ではないことを御理解願います。

○上野委員 交流人口の増加、それから経済波及効果の質問をいたしましたけども、両方とも試算もできないっていうことの答弁でございました。その試算もできないような事業を、市民の税金を使って行ってよいのかどうなのか、その点について御意見を伺いたいと思います。

○川原観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課長 新アリーナ事業につきましては、花咲スポーツ公園再整備基本構想に基づきまして、安全、安心なスポーツ環境の確保の観点から事業を進めるものでありまして、事業の推進に当たり、交流人口や経済波及効果の試算を行うことは必須であるとは考えていないところでございます。

○上野委員 事業者のアンケートの中にも、収支計画等の不確定要素ありなんていう答弁もあるように、やはり、これから先の見通しっていうのはある程度示さなければ、なかなか先に進まないような、私はそういう気がしております。民間がそういうふうにはリスクが高いと判断した事業、これを市民の税金負担によって前に進める、その合理的な理由というのがあればお聞かせください。

○川原観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課長 今回の原因調査におきまして、非保有方式は可能とする事業者からリスクが高い事業であるとの意見はございませんでした。導入可能性調査の市場調査におきまして、適用の可能性のある事業方式について、保有方式と非保有方式とに大別いたしまして、新アリーナの目指す姿の実現や市の将来的な負担の視点から比較検討を行いまして、事業者選定委員会からも非保有方式で進めることは妥当との御意見をいただいたことから、非保有方式により進めることを決定したところでございます。

また、新アリーナにつきましては、東光スポーツ公園複合体育施設との2館により市のスポーツ需要を満たすこととしておりまして、市が施設を保有しない場合におきましても一定の公共利用は必要であることから、事業者募集に当たって設定をいたしました公共利用分の対価の提案上限額につきましても、市が施設を保有した場合の建設、維持管理、改修費等の事業費よりも低くなるよう設定したところでありまして、安全、安心なスポーツ環境の確保の観点から、新アリーナ事業の推進は必要であると判断をしたところでございます。

○上野委員 私が求めた資料においても、公共利用分の対価の上限額、これについては説明も受けまして、その中身については理解したつもりでございます。市は、65年にわたり、毎年4億3千800万円、これを上限として支払う契約を想定しておりますけれども、この契約を結ぶ以上、65年間の財政見通し、財政負担能力、これはどのような根拠で評価をしてきたのか、お示しをいただきたいと思います。

○川原観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課長 募集要項における事業期間につきましては、新アリーナの供用開始日から30年以上65年以下の範囲で提案できるものとし

ており、65年間の契約が確定したものではありませんが、公共利用となる新アリーナ活用事業に対する市が支払う対価について、本事業の審査のための提案上限額を4.38億円と算定する上で、65年での比較検討を行ったものでございます。

提案上限額の設定に当たりましては、2つの条件を設定いたしまして、その1つ目は、市が保有する方式のうち、官民連携導入可能性調査の結果から最も有利となる方式を採用した場合の事業費を超えないこと、2つ目といたしまして、非保有方式で市が利用を想定する年間220日分の費用を超えない範囲であることとし、この2つの条件を満たすことを前提としております。さらに、総合体育館を大規模改修いたしまして使い続けたといった場合と比較いたしましても、当初の十数年は支出と収入を比較いたしまして有利であると、さらに、総合体育館が築65年を超えた際には建て替え等が必要となる可能性が高いことから、財政的にも有利であると判断をしたところでございます。

○上野委員 計算の仕方については、先ほど申し上げたように説明を受けておりますので、ここではお聞きしませんが、当初30年間としていた使用料支払い期間、これを65年間に変更したわけですが、その理由についてはどのような理由だったのかお示してください。

○川原観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課長 事業期間につきましては、募集要項（案）の段階では、他のPFI事業等の例を参考に30年間で想定することといたしておりましたが、募集要項（案）に対する個別ヒアリングにおきまして、より長期間の事業期間が適切との意見がございました。これらを受けまして、本市といたしまして検討を行い、第1に、本市の公共施設等総合管理計画におきまして、公共建築物については65年間利用することを目指していること、第2に、非保有方式による事業実施では、施設を保有しないことにより大規模改修費などの将来的な費用の発生を抑えることが有利な点であり、より長期の運営とすることで、市の財政的な負担が少なくなる可能性があること、第3に、長期の事業期間の提案が可能となれば、事業者の事業計画策定の自由度が高まり、よりよい提案となる可能性があること、以上の3点について整理をいたしまして、事業者選定委員会にも御説明した上で提案できる期間を延長したものでございます。

○上野委員 ただいまの答弁にありました、65年に延長することによって事業者の事業計画の策定の自由度が高まるということはどういうことなのか、御説明願いたいと思います。

○川原観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課長 事業者が事業計画の策定に当たり、建設費の回収期間や大規模改修のタイミングなどに合わせた事業期間を設定することが可能となりますことから、事業計画策定の自由度が高まると認識をしております。

○上野委員 次の質問ですが、65年という契約は、現在の市民だけではなく、将来世代にも負担を課すこととなります。そのような財政シミュレーション、これを行ったのかどうか、確認させてください。

○川原観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課長 本事業は、総合体育館の建て替えに伴う新アリーナの整備でございまして、東光スポーツ公園複合体育施設との2館により市内のスポーツ需要を満たすこととしており、新アリーナ等基本計画策定により事業を進めているところでございます。

市が施設を保有する場合におきましては、市の公共施設等総合管理計画により、65年利用する

ことを目標に、市が維持管理費や大規模改修費などを負担することとなります。そのため、財政上のシミュレーションは行っておりませんが、提案上限額の算定条件を保有方式による事業費を超えない範囲としておりますことから、非保有方式により公共利用分を確保することにより、毎年度利用の対価を支払ったとしても、市が施設を保有し、維持管理する場合と比較いたしまして、財政的にも有利であると考えております。

○上野委員 細かな財政シミュレーションというのは、今のお話を聞く限りはまだ決めていない。市民の負担についてはどのようなになるのかっていうあたりもちょっと聞きたいところですが、この後の私どもの会派のほうでそのようなことを聞くことになるかと思います。これはそれで終わります。

それでは、一番最初の質問の中で、公募の際に、市側と、それから事業者側との間に乖離があったということについて、公募開始前の市場調査やサウンディング調査で把握できなかったのか、できなかったということであれば市場分析が不十分なんではないかと感じるんですけども、それについて、市はどのような市場調査を行ったのか、それから調査結果をどのように公募に生かしたのか、なぜ結果として応募がゼロだったのかまで含めてお答えください。

○川原観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課長 令和6年度の官民連携導入可能性調査におきまして、アンケート調査やヒアリング調査による市場調査を実施しておりまして、民間事業者の参入意欲や、適用が可能と考える事業方式を確認したところでございます。この調査結果から、本事業に適用の可能性のある事業方式を保有方式と非保有方式に大別をいたしまして、事業者選定委員会の御意見も踏まえながら、事業者募集の方式を非保有方式と決定したところでございます。その後、令和7年10月に公表いたしました募集要項（案）についての個別対話を実施いたしまして、事業範囲や事業募集に当たってのグループ組成の要件などを示し、さらに令和8年1月の募集要項公表後は、説明会の開催と質問の受付を行っておりまして、それぞれ事業者の参加や質問の提出がありましたことから、事業への応募はあるというふうに想定をしていたところでございます。しかしながら、結果として応募がなかったことから、事業者の募集に当たりましては、公平、公正な手続となるよう慎重に取り組むことは当然ではございますが、公募要件の設定にはより詳細な確認が必要であったと認識しているところでございます。

○上野委員 令和7年ですから、昨年（令和6年）の10月に公表した募集要項（案）について、個別対話を実施している、そして、その中で事業範囲や事業募集に当たってのグループ組成の要件等を示している、先ほどの答弁の中でも説明したというような内容だったと思います。この時点で、申請時にグループ組成が必要であるという具体的な話はしたのかどうか、確認させてください。

○川原観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課長 募集要項（案）にその内容については示しておりますので、個別対話における質疑応答はございませんでした。そういったことから、グループ組成が必要であることは認識していたものと推察していたところでございます。

○上野委員 そうであれば、ちょっと言葉にこだわって申し訳ないんですけど、公募条件の乖離っていうのはちょっとおかしいのかなという、私の感覚ですけど、そう思います。きっと市も事業者も、その要件を聞いているのであれば、同じ方向を向いて努力したんじゃないかと。これはやっぱり乖離というよりは、かなわなかったっていう言葉のほうが適切じゃないかなというふうに思うんですが、その辺についてお聞かせください。

○川原観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課長 本市が進めております花咲スポーツ公園再整備事業の内容について理解をし、本市が目指すまちのにぎわいの創出や健康で豊かな市民生活の実現に向けて、事業者も同じ思いを持って検討いただいていたというふうに受け止めております。乖離という点におきましては、手続の進め方や内容におきまして、特にグループ組成のタイミングにおいて相違があったことを表現したものでございまして、結果として参加する事業者がいなかった、かなわなかったという部分については、委員の御指摘のとおりかなというふうに認識しております。

○上野委員 市は、現在公募を中止し、事業方式も含めて再検討すると先ほどの答弁でもございましたが、これは、これまで市が示してきた事業スキームでは実現が困難であったと認めることで理解してよろしいのかどうか、お答えください。

○川原観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課長 今回の募集要項による事業者募集を中止したことにつきましては、この募集要項に示した条件のままでは事業者の募集が困難であると判断したものでありまして、非保有方式そのものが実現不可能と判断したものではございません。

○上野委員 それでは、これは次のクールにも聞かなきゃならないことなんですけど、今後に向けて具体的に何を見直すというのか、民設民営、これをやめる可能性もあるのか、市が建設、保有する可能性もあるのか、その点についてお聞きいたします。

○川原観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課長 原因調査におきまして、非保有方式は可能とする事業者、保有方式なら可能性があるとする事業者の双方おりましたので、今後、新アリーナ事業の実現に向けた調査を実施してまいります。非保有方式での事業者募集の可能性も模索しつつ、保有方式で進めることも含めまして、本事業に興味を持っていただいている事業者との対話を行った上で新アリーナ事業の方向性を整理してまいります。

○上野委員 すみません、先ほども確認したんですけど、しつこいようですけれども、非保有方式を採用する最終判断というのは、誰が、いつ、どの資料に基づいて行ったのか、お示してください。

○川原観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課長 事業者募集の方式を非保有方式により実施することは、令和7年9月29日に市長決裁を受けており、その資料は、本特別委員会に資料として提出をさせていただいております、令和7年9月10日付の起案のとおりでございます。

○上野委員 申し訳ありません。その資料を今朝ほど見させていただきましたけれども、確認です。その資料には応募者が見込めると記載されていたかどうかについて、お答えください。

○川原観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課長 応募者が見込めるといった明確な表現はしてはおりませんが、第1回事業者選定委員会の内容として、選定委員会に対し、官民連携導入可能性調査において事業成立の可能性がある方式について、例えばDBOでありますとか、PFI方式ではBTO、BTコンセッションといった市が施設を保有する方式、それから、市が施設を保有しない方式といたしまして、リース方式や民設民営方式といったものに大別をいたしまして比較検討を行った結果を説明としておりまして、そもそも応募の可能性がある事業方式を比較し、検討した結果、非保有方式に決定をしたところであります。

○上野委員 それでは、最後の質問といたします。

私は、これまで、非保有方式が旭川市に最適であると繰り返し説明をされてきました。しかし、その結果は応募がゼロでございました。政策判断が正しかったのであれば、なぜ応募がなかったのか、政策判断が誤っていたのであれば、何を根拠に議会へ最適と説明していたのか、その認識について最後にお話しただいて、私の質疑を終わりたいと思います。

○松本観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備担当部長 非保有方式は、新アリーナの目指す「スポーツと多様なコンテンツを掛け合わせた新たな魅力を創出」を実現するため、また、市の公共施設保有の観点から、将来的な市の財政に与える影響について、保有方式と比較検討し、事業者募集の方式と決定したところでございます。

今回の参加資格確認申請に申請がなかったことにつきましては、公平、公正な手続を念頭に事業を進めてきたものの、結果から見ると、事業スキームに対する考えの乖離を埋めることができなかったことが要因であり、非保有方式が優位であるとの考えに変更するところではございません。

いずれにいたしましても、官民連携による事業の実施には、民間事業者が参加しやすい事業であることが必要でありますことから、今後は、事業方式にかかわらず、本事業に関心を持っていただいている事業者との対話を行いながら、新アリーナ事業の実現の方向性を検討してまいりたいと考えているところでございます。

○中村のりゆき委員長 それでは、質疑者の交代をお願いいたします。

午後0時が迫ってきておりますので、切りのいいところで申し出てください。よろしくお願いいたします。

それでは、御質疑願います。

○中野委員 それでは、3人目ということで、私のほうからも質疑をさせていただきたいなと思います。

前段の2名の委員さんのほうからも様々な視点で質疑があり、一定程度の答弁があったというふうに思っております。重ならない内容について、なるべく質疑をさせていただきたいなというふうに思っております。

先日、7月14日に代表者会議がございまして、そこで各会派と確認がありました。資料でも出されているとおり、本日の調査委員会については、調査項目の1番目ということで、基本計画・募集要項策定等までの経緯と、参加資格確認申請事業者がなかったことへの原因究明ということを中心にしながら、場合によっては他の項目も触れるというような確認がありましたので、私のほうからは、こういった原因究明について本日取り上げていきたいというふうに思います。

そして、大きくは2点の視点かなというふうに思っています。一つは、当初の2030年供用開始というスケジュール感についてや、そして、2点目としては、非保有方式に関する判断等についてどうだったのか、この辺について順次お伺いをしていきたいと考えております。

その上で、先日、7月14日、理事者のほうからこれまでの経緯について説明がございましたが、一つの重要な要素であるはずの内容が完全に抜け落ちていたということについて、強い違和感を覚えたところであります。今回の2030年アリーナ供用開始という拙速なスケジュールの背景には、資料の4-1にも記載がされておりますが、本市の宝であり、財産とも言えるヴォレアス北海道のSVリーグへの参入という大義名分があったはずでございます。チームの将来を左右する可能性があるこの計画が、いわゆる白紙とも言えるような事態に陥ったにもかかわらず、14日の説明で、

チームへの影響や責任等についてはほとんど触れられなかった。しかしながら、これまで市が提出をしてきた資料には、明確にその内容が示されているわけでありまして、そういった行政の姿勢には大いに疑問を抱いたところであります。

そこで、順次お聞きをしておきたいと思いますが、まず、私もバレーボールを見に行ったことがございます。本当に旭川市の財産であり、今後、このスポーツ興行に関する大きな魅力ある、また希望があるコンテンツの一つだというふうに思っておりますが、この新アリーナ整備の遅れが懸念される中、ヴォレアス北海道のチームの参戦環境を維持するために、既存施設の改修や特例措置の適用に向けたリーグとの交渉など、現実的な代替策については現在どのような選択肢を検討されているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○川原観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課長 新アリーナにつきましては、市民利用とプロスポーツや興行などによるプロフィットセンターという役割を踏まえ、事業を進めているところでありまして、ヴォレアス北海道につきましては、事業者の事業計画において、重要なコンテンツになることを想定しております。

S Vリーグのホームアリーナにつきましては、ライセンスを申請しようとするチームが主体的に取り組むことと認識しておりますので、本市としての代替策等について検討はしていないところでございます。また、ヴォレアス北海道側から、ホームアリーナの確保策について話は伺ってはおりませんが、ヴォレアス北海道とは今後も情報交換は行ってまいりたいと考えております。

○中野委員 ただいまの答弁については、非常に消極的であるなあという印象を受けました。S Vリーグへの参戦、大きな要件になっているということについては、これまでの報道や、市も各種計画の中でうたっている事実があるわけでございます。そういった中身を通して、チームの存続の意向、こういったことをしっかりと酌み取りながら、逆に酌み取っているはずだと思うんですね。そういったことについては、答弁としては今、触れなかったというふうに受け止めたところでございます。

そして、今回の経験を生かし、今後は、チームの存続、発展と、市民の皆様の財政負担や使いやすさとのバランスをどう図っていくのか、本市としての基本的な姿勢をお伺いしておきたいと思えます。

○川原観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課長 ヴォレアス北海道は、本市における唯一のプロスポーツチームでございまして、昨シーズンの観客動員数を見ましても、プロスポーツチームとしての認知度は高まってきているものと承知をしており、本市のスポーツ振興についても貢献していただいていると認識しているところでございまして、これまでも連携協定に基づき、互いに協力をしてきたところでございます。

新アリーナ事業につきましては、老朽化し、一部耐震基準を満たしていない現在の総合体育館に代わる施設といたしまして、東光スポーツ公園の複合体育施設との2館により、今後の市のスポーツ需要を満たすことを想定しておりますことから、プロフィットセンター機能を有する多目的アリーナとして、地域のにぎわいづくりや地域経済への波及効果も踏まえ、スポーツ実施環境を必要とする市民利用が可能となるよう、また、プロスポーツチームからホームアリーナや試合の開催市として選択いただけるような施設づくりを念頭に、市が施設を保有、維持管理を行う従来型と比較いたしまして、トータル的に財政負担を軽減する手法の検討を行い、事業を進めてきたところでござ

います。

今後、新アリーナ事業の実現に向けた調査検討を行ってまいります。これまでの方向性は踏まえながらも、事業者から様々な御意見を伺い、事業実施に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○中野委員 本日、事前に資料の提出を求めて、私のほうとしては3件の資料の提出をいただいております。タブレット上に配信がされていると思いますが、後ほど、その内容についても順次触れていきたいと思っております。

一つは、後ほども引用させていただきますが、フラット八戸の関係についても、本日資料があります。一方で、旭川市が今回の計画づくりにおいてどれほど力を入れてきたかっていうのは、このフラット八戸と比較をしても、これは本当に読み取ることができるかなと思っております。新アリーナの基本計画の案では、延べ床面積約1万4千平米で、3階建ての建物を予定していたということでございます。フラット八戸の床面積はその半分程度でございますので、本当にフラット八戸を視察に行った方々は、その施設の様子をよく分かっていると思っておりますが、その2倍の大きさになるような、そういった施設が計画をされていたということでもありますし、また、これは基本計画の中での数字ではありますが、建設費に関しては、トータルで172億6千万円ぐらいを予定していたというような内容も示されているところでございます。そう考えると、本当にヴォレアスとの関係性については、市としても、一歩も二歩も踏み込んだ、そういった関係があり、2030年の開業に向けてしっかりと計画を進めていたというふうに思います。

その根拠としては、固定席で5千席っていうことを予定していました。一方で、フラット八戸については固定席1千500席なんですよ。バレーボールだとかバスケットボールのスポーツ催事があった場合については、椅子を出してきて、5千席を用意するというような施設概要でございします。そう考えると、本当にヴォレアスのことについて全く言及をしなかった前回の委員会の市の姿勢というのは、違和感を覚える次第でございします。

そして、続けて確認をしておきたいと思っておりますが、当該募集要項に基づく事業者募集は中止、いわゆる白紙化とも言える実態を受け、ヴォレアス北海道をはじめとする関係団体や市民に対し、これまでの経過と今後の見通しについて丁寧な対話と説明を行う場をどのように市として設けていくのか、そういった必要性があるというふうに思っておりますが、見解をお聞かせいただきたいと思っております。

○川原観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課長 ヴォレアス北海道に対しましては、これまで、施設整備についての要望等はございましたが、新アリーナへの応募がなかった時点で状況の説明を行っておりまして、今後もSVリーグの動向も含めて、適宜、情報交換を行うこととしております。

また、本事業の経過につきましては、これまでも市のホームページで公表してきたところであり、当初の募集要項等による事業者募集は中止といたしましたが、これまでスポーツ団体等に御説明申し上げてきた新アリーナ整備を取りやめると決定したものではないことから、今後実施いたします新アリーナ事業の実現に向けた調査により、一定の方向性が整理された際には、引き続き市のホームページでの公表に加え、必要に応じた周知方法を検討してまいります。

○中野委員 ただいまの答弁も後段、非常に消極的というか、責任は市には一切ないと、計画どおり進めてきて、事業者の応募がなかったと言わんがばかりの、そういった答弁に感じました。必要

に応じた周知方法を検討していくということで、その答弁を、逆に言うと、今現在は必要を感じていないと、これ以上の周知や対話の場所、そういったことをプラスアルファして持っていく必要はないというような答弁にも聞こえたわけであります。

今日の資料でもありますが、これまでの計画づくり、様々なコンサルへのアドバイザリー契約、こういったものを通して大きな費用を投じてきている。それは市民の負担になっているわけであり、財源は全て税金っていうことを考えると、あまりにも淡白な答弁だったなというふうに思います。

副市長にも、ちょっと今の点についてどのように認識をしているのか、見解をお聞かせいただきたいと思います。

委員長。

○中村のりゆき委員長 中野委員。

○中野委員 副市長、答弁で詰まるのもよく分かるんですが、前段私が申し上げましたフラット八戸、今日、市が用意してくれた資料であります、そこと比較しても施設規模においては2倍ぐらいの施設を建設していこうとするような計画でありました。それが非保有方式であって、直接的な資金調達の必要は旭川市としてはないかもしれません。しかしながら、計画がそのまま進んでいけば、65年間にわたって4億3千800万円、これ、上限額ではありましたが、そういった市民への負担を強いる可能性がある、そういった取組の一つの起因となるような要素がヴォレアス北海道との関係性というふうに私は思っているところでもありますし、フラット八戸においては、固定席、1千500なんですよね。5千席っていうことについては、これ、一体どこから出てきた数字なのかと。

市としては、このヴォレアス北海道との関係性については、これまで具体的な答弁はありませんでした。しかしながら、市が今日提出をしていただいている他都市の、フラット八戸の類似施設と比較しても、やはり地元を拠点とするバレーボールチームとの密接な関係があったと言わざるを得ないというふうに思っているんですね。

ただ、誤解をしないように再度言うておきますが、私は、こういったバレーボールチーム、旭川を拠点としているバレーボールチームの存続を本当に心から望んでいる一人でございます。将来、どのような形でこの旭川市に対して経済効果を生み出すか分からない、そういった希望のあるチームでもあるというふうに思っておりますので、批判をしたいということではなくて、この計画を進めていく背景には、市民の理解や、市民負担も可能性としてあるんだっていうことを踏まえて、副市長としてどう考えるのか、先ほどお尋ねした内容について、同じく副市長の認識を求めたいと思います。

○佐藤副市長 これまでいろいろと、種々、お話を伺ってまいりました。

今回、その新アリーナの事業というものについては人口減少社会、これがもう急激に今進んでいるわけです。いわゆる地域のにぎわいづくりとか地域経済、そういったものへの影響、この波及効果、いろんなことの議論をこれからされるんだと私は思うんですけども、このまま何もしないという中でいくと、本市の将来に向けたまちづくり、そういったものに、やっぱりこう、一つの起爆剤だったり、それから地域がよくなるための可能性というものを追求していく、そういったものに、やっぱりアリーナの機能というのにも必要になってくるのかなというふうには認識しております。

ただ、その規模とか、そういったものについては、これは種々、いろいろとお話を伺いながら、

もちろん最終的には、今回の御意見を踏まえて、今、特別委員会の調査報告の中でもいろいろ御意見が出てくるんで、それを真摯に受け止めてやっていく必要があると、このように思っております。

規模とか、ここら辺のところについて、今、私も資料の表を比較して、何が適正規模なのかというものは、ちょっと私もその設計図をまだ見たわけではないんで、ちょっと個別具体には答えられませんけども、SVリーグの規格でいくと、また様々な条件があるということは私も認識をしております。どのレベルがどうなのか、こういったことは、やはり、今回は民設民営で進んでいたんで、民間会社のほうから提案があるということなんで、そこまでなっていないのかもしれないし、種々、いろんな御意見があると思うんですね。今回、特別委員会を開いてこうやっているということなんです。

まだちょっとこう、今日、初日ですしね、この中で今、私が一定の結論めいたことを言うのは何ですけど、受け止めとして、まずはこの議論をきちんと受け止めて、真摯に、調査内容を含めて、また方向性を決めていく必要がありますし、ヴォレアスについてももちろんこの地域の中で頑張っているってことは十分認識をしております。

私ももちろん存続について、それを存続しないほうがいいとか、そんな考えもあるわけではないですし、ただ、今のままの規格で、本市が財政出動してできるかどうかとか、そういった本当に大事な部分だからこうやって特別委員会が開かれているんだと思いますんで、いろんな議論がまた、まだ若干時間がありますから、そのこのところも含めて、最終的にどういう報告書になるかということとを、私も真摯に受け止めたいというふうに思っております。

ちょっとピンポイントじゃないんですけど、今の時点では、これが私の見解であります。

○中野委員 私の質問に答えていないんですね。

私、今、3問目として、こういった白紙というような実態を受けて、ヴォレアス北海道をはじめとする関係団体や市民に対し、これまでの経過と今後の見通しについて、丁寧な対話と説明を行う場をどのように設けていくのか、先ほどの課長答弁では、必要に応じた周知方法を検討していくということでありましたので、必要性を感じていないとも言えるような答弁が返ってきたので、副市長としてそれをどう考えるのかと、前段私が言った規模感については、これだけの構想を考えていたんだから、しっかりと受け止め方を持っているはずですよっていうことを言いたかっただけでありまして、その内容について、副市長、今の答弁、全く触れられなかったんですね。

また、考え方も述べられたと思うんですが、ちょっとあまりにも軽々とした発言に聞こえました。

改めて、今後のこういった丁寧な対話、説明、そういった場所をどのように設けていくのか、必要性、副市長として感じていないということであれば、その旨、再度答弁をいただきたいと思います。

○佐藤副市長 重ねての御質問ということでございます。

まず、今、白紙という言葉がございました。これに関して言うと、今、応募者がいなかったということが全てが白紙というふうに捉えられるとちょっとあれなんですけど、今は現状、何が問題だったかっていうことをきちんと理解するためのこの調査特別委員会なんだなというふうに思っておりますんで、それが何をもちえて白紙化か、ちょっと私も分かんないんですけども、とにかく今、きちんとここで議論をして、一定の方向が出てくるのか、そういった調査報告書を見て、それをきちんと市民の皆様、もちろんヴォレアス北海道も含めて、説明するということは当然のことかなとい

うふうには思っておりますし、必要に応じてっていう言葉に、中野委員が何に引っかかっているのかというところは、正直、私はちょっと分からないんですけども、必要に応じてという言葉が引っかかっているのであれば、もちろん必要があるんだったらやるっていうことに尽きると思うんですけど、ちょっとまだ……。ごめんなさい。

○中野委員 副市長、恐らく私の質問項目、原稿を渡しているの、手元にあると思うんですよね。副市長としてどう考えるかっていうことを率直に端的に答えていただければそれだけでいいんですが。

副市長ね、よく聞いていただきたいと思います。私は白紙化って言い切っていないですから。とも言える、この実態を受けてっていうふうに、その趣旨、そういった解釈を述べているだけでありますので、白紙になったっていうようなことを言い切っているわけではないので、その辺についてもよく聞いていただきたいなというふうに思います。

このことで止まっている時間はないんですよ。私、今日23～24問ぐらいトータルで用意をしていて、今、まだ3問しか経過していなくて、20分ぐらいかかっちゃっているんですけど。

副市長ね、これ、私は、丁寧な対話の場、市民も見ている状況でありますから、しっかりとした説明、資料の公表、検討するべきだというふうに思いますよ。担当課長からは、繰り返しになりますけども、引き続き、市のホームページでの公表に加え、必要に応じて周知方法を検討していくということで、方法の検討であって、周知するかどうかについては全く言及がない。丁寧な対話についても言及がなかったわけで、副市長に認識をお聞きしているわけではありますが、答弁をお聞きできるのであれば、再度答弁をいただきたいと思います。

○中村のりゆき委員長 副市長に申し上げますけども、答弁、もし、すぐできないのであれば、午後一番で答弁からスタートしたいと思いますが、どうですか。

整理していただいて、理事者のほうで整理し……大丈夫ですか。

○佐藤副市長 今、すみません、質問の趣旨を理解した上で、きちんとやっていきたいと思っています。

以上でいいですか。周知等に努めてまいると。駄目ですか。

○中村のりゆき委員長 いま一度整理をして、答弁していただきたいと思いますので、それでは暫時休憩いたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後1時00分

○中村のりゆき委員長 再開いたします。

中野委員から御質疑があり、答弁保留となっておりました件につきまして、理事者の答弁を求めます。

○佐藤副市長 初めに、答弁に特別委員会の貴重な時間を費やしてしまいまして、大変申し訳ございません。

先ほどの中野委員から御質問がありました件についてでございますけども、本事業は、中野委員の御指摘のとおり、既に多くの費用を使い進めてきていることにつきまして、重々承知をしているところでございます。

このたび、事業者の募集を中止することとなったことは誠に残念であり、この結果を真摯に受け止めなければならないと認識をさせていただきます。

本事業につきましては、これまでも、都度、市民の皆様へ状況をお伝えしているほか、関係団体等に対しましても、ヒアリング、あるいは意見交換を行うなど説明を行ってきたところでございます。中野委員から御指摘ございましたとおり、これまで以上に丁寧な説明を行い、市民の皆様などに御理解を得られるよう努めてまいります。

○中野委員 ぜひ、副市長から答弁があったように進めていっていただきたいと思います。

決して、今、私は難しい質問をしたわけではありませんので、ぜひ、副市長、この調査特別委員会にしっかりと参加をしていただいて、常任委員会の延長をやっているわけではありません。それなりの経過があってこの調査特委が設置をされているということ、重々御認識があるというふうに思いますが、再度、その部分についても指摘をしておきたいなというふうに思います。

それでは、次の質問に入りたいなと思います。資料５－１の関係であります。官民連携導入可能性調査事業者実施の結果に関わる内容であります。資料５－１の調査結果などを見ますと、多くの事業者が資材高騰やリスクの高さから慎重な姿勢を示していた一方で、市は、非保有方式に前向きな特定の事業者の意見を強調し、それを前提に事業スキームを組み立ててきたように見受けられるところがございます。結果として、その特定の期待感と市場全体の厳しい現実との間には大きな認識の乖離が生じ、応募ゼロという事態を招いてしまったのではないのでしょうか。特定の意見に引きずられ、市場全体の見極めを誤ったのではないかと感じているところではございますが、市の認識を改めて伺いたいと思います。

○川原観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課長 資料の５－１でございますが、令和６年度に実施いたしました市場調査の結果であります。

建設費の高騰や人材不足といった課題は、事業方式のいかんにかかわらず、昨今の社会経済情勢を踏まえ、新たな施設整備に関しての共通課題であると認識しており、新アリーナ事業における事業方式の選定に限ったものではないと考えております。

今回、事業者募集を行った非保有方式においても、公共利用分に対する対価の提案上限額算定において、建設費の高騰を踏まえた算定を行い、市場への対応策を講じたところであり、保有方式を選定した場合においても、やはり建設費等の事業費の積算に当たっては建設費高騰分を加味する必要があるものと認識しているところでございます。

○中野委員 それでは、同じく資料５－１の関係であります。その資料のヒアリング等において、既に事業者から、物価高騰により独立採算は難しいといった事業性への懸念や、事後の調査、これは資料の１９－１であります。この資料でも、企業間の調整や資金調達には相応の時間がかかるという趣旨の回答があり、事業の根幹に関わる具体的な課題や警告、いわゆるアラートが上がっていました。

市は、なぜ、これらの市場からの切実な声よりも特定の条件に依存した楽観的なシナリオを優先し、結果として誰も参画できない募集要項を作成してしまったのか、その意思決定の過程について、ぜひとも明確な答弁を求めたいと思います。

○川原観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課長 今回、非保有方式は、令和６年度の市場調査におきまして、事業者から適切であるとされた方式のうち、リース方式及び民設

民営方式をまとめたものでありまして、複数の事業者から提案されていた方式でございます。事業方式の選定に当たりましては、市場調査から適用の可能性のある事業方式について、保有方式と非保有方式に大別し、新アリーナの目的と本市における将来の財政負担の視点から比較検討を行いまして、事業者選定委員会での御意見を踏まえ、非保有方式に決定をしております。

一方、事業者選定委員会からは、非保有方式による事業提案がなかった場合や、提案内容が一定の水準を満たしていないといった場合につきましては、改めて保有方式で進めることを含めて検討すること、こういった御意見もいただいておりますことから、当初の時点では、非保有方式での事業者の募集を行ったところでございます。

○中野委員 事業者選定委員会での御意見、当初の時点では非保有での事業者募集を行ったということでありました。

経過について質問させていただいたわけでありまして。今回のこの非保有方式に一体どういった根拠を持って、また、どういったタイミングで明確なかじを切ってきたのかっていうのは、恐らく多くの委員が、また多くの市民が、なかなか見えづらいなあって思っているところだと思います。私もその一人でありますので、冒頭申し上げたとおり、ここの部分は、今回の調査特別委員会においては私としては肝の部分だなんて思っているんですね。

部長にも、今の答弁を踏まえて、ちょっと認識を確認したいなあって思います。ただいまの答弁に関連して、これまでの意思決定プロセスについて、どうしても強い違和感があるため、確認をしておきたいという趣旨でありますので、御理解いただきたいと思います。

今日、皆様のお手元にも資料7-1、市場調査の結果が資料の中に示されております。表になったものであります。この表を見ると、本当にどう理解していいのかなって、私、思っているところもあって、これ、恐らく見た方々、市民の方々も同じように思う部分だと思います。再度説明というか、認識を求めたいなと思います。この市場調査の結果の表を見ると、事業者の参入意向が示されております。例えば、BTO方式が17件、DBO方式が10件と、多くが公共所有を前提としたスキームに集中していることが分かります。一方で、市が最終的に進めようとした非保有方式、すなわち、民設民営に関心を示したのは、一番右のその他の表のところに分類されている中のたった1件、その他の中の、内訳としてたった1件だけなんですよ。市場調査でも最も回答が少なかった。表にある、この17件や10件の声がある中で、このたった1件の意向をなぜか市は採用し、あろうことか、外部有識者を入れた事業者選定委員会は、第1回目の会議で早々に非保有方式が妥当と結論づけているんですね。これはもう、今日提出されている資料に明確に、たった1回の会議で、その次にはもう結論を出しちゃっているんですね。さらに、今日、資料の提出をいただいております、行革のほうから。庁内のPFI導入検討会議は、この日以降、令和7年の1月29日にPFIの導入検討会議、庁内会議を行っております。しかしながら、会議はそれ以降開催されておられません。この1件に対して多数という市場の圧倒的な隔たりについて、検討会議や選定委員会で本当に、資料に書いてあるくだりをそのまま引用しますが、厳正かつ公平な議論が尽くされたのでしょうか。市場全体の警告を無視し、特定の極めて少ない意見に引きずられた結論ありきの拙速なプロセスだったと言わざるを得ず、このガバナンスの欠如こそが応募ゼロの根本原因という指摘を避けることは、私はできないんじゃないかなと考えておりますが、市というか、部長の認識を改めて確認をさせていただきたいと思います。

○松本観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備担当部長 まず、決定の過程のうち、回数が少なかった、たった1回で、結論ありきの会議だったのかというような御指摘がありました。確かに、会議を重ねれば重ねるほど中身が深まるというものもあれば、一定程度、その回数にかかわらず結論を得られるものがあるというような認識がございまして、直接、この会議に私が参加したり、指揮した部分ではない、最終的にはPFIの部分については、1回、前職のときに入ってはいますけども、その中でも、やはり、参加した委員の中からは必要な意見等々ありながら、事務局もしくは担当部局から説明を受けて納得したというような認識はしておりますので、決して拙速とか答えありきの会議であったというような認識は、申し訳ありません、持っておりません。

あと、PFI導入可能性調査の部分なんですけども、確かに事業者として参加の多寡という部分で判断する部分であれば、一番、BTOが17者ということで、ここであれば、17者の方がもしかしたら手を挙げていただく可能性があったかなと。続いて、DBOが10者、これに対して民設民営については1者というところで、その1者だけ、もしくはそのためだけに事業を進めたんじゃないかというような、ある意味、そういう意識を持たれる方もいるのかなというふうには考えておりますが、ただ、皆さん御承知のとおり、市の財政というのは非常に厳しい、今後もなかなか改善するというのは、よほどのことがない限り楽観視できないだろうというような認識の下、いわゆる公設の施設というのは、やはり建設費ももちろんですけども、それ以降、多額の維持費がかかる。さらに、委員から今までいろいろと御指摘のありました保有量ですね。公共施設の保有量、やっぱり保有量が多いと、市の財政を圧迫する要因の一つにもなるというところが、民設民営であれば、基本的には市が保有するものではなく、今後の維持管理費についても負担軽減できるだろうというような認識の下、1者でありますけども、民設民営の可能性があるというような考えの下、候補選定したというような理解をしていますし、これがゼロであれば、また別な方式、もしくは、そもそもこの事業がどうだったのかというような判断なのかなと思いますが、現時点では、今まで、必要な手続を踏みながら、必要な議論を踏まえ、可能性のある、この民設民営に進んできたというような認識でございまして、御理解いただきますようお願いいたします。

○中野委員 今の部長の答弁は受け止めたと思います。しかしながら、今の部長の答弁を受け止めようとすると、やはり、この7-1の資料結果に示されているとおり、多数よりも少数の意見を酌んできた。先ほど来、私、特定の意見に引きずられていくことを申し上げました。そうなる、そういった言われ方もあながち間違っていないなというふうになるかなというふうに思いますので、そういった特定の意見に引きずられながら、今回、いい結果が出ればよかったんですが、今後においてはさらなる努力をしながら、民設民営においても、やはり、複数の企業が、会社が名を上げていただけるような、そういった環境づくりを、市として、さらに力を入れていくべきということをまず指摘をしておきたいというふうに思います。

そして、次の質問に入りますが、令和7年11月に行われました個別対話、これについては資料15-1に記載がございまして、ここにおいて参加事業者から、市の事業条件やリスク分担に対してどのような懸念が示され、それを今後、条件再構築にどう生かしていくのか、見えない部分もありますので、改めて認識を伺いたいと思います。

○大久保観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課主幹 令和7年10月に公表した募集要項（案）に対する事業者との個別対話を令和7年11月18日及び19日に実施してお

り、内容についてはホームページにおいて公表をしております。その内容につきましては、事業範囲や税制優遇措置等についての確認、事業期間についての提案がありました。リスクという部分についてのやり取りはなかったと思っております。事業範囲については、花咲スポーツ公園外の施設も事業提案に含めることができるのかとの確認について、公園以外は対象外とする旨、回答をしております。また、事業期間の提案については、より長期の事業提案が可能となるよう、募集要項の作成に反映をさせております。

○中野委員 続けて、事後調査、この内容については資料の19-1ではありますが、事業者募集調査、この結果ではグループ組成が間に合わなかったとの意見が多く見られました。民間事業者が金融機関や施工者と十分な調整を行うための適切なリードタイムについて、市として当初どのように見積もっていたのか、認識を伺いたいと思います。

○大久保観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課主幹 本市のPFI活用指針におけるPFI事業の手続については、実施方針の策定、公表からPFI事業契約の締結まで、最低1年程度となっております。ここに示されている実施方針については、PFI法に定められた手続で、事業の概要を事前に公表するものであり、この後、募集要項、要求水準書の公表を行う流れとなっております。本事業につきましては、このPFI活用指針を参考としたものでありまして、募集の手続については、令和7年10月24日に募集要項（案）等、令和8年1月27日に募集要項等を公表しており、当初の参加資格確認申請の締切りである2月3日までは募集要項（案）等の公表から3か月等の期間を確保しており、その後、提案書類の審査を行い、7月の優先交渉権者の決定、9月の基本協定締結までトータルで約11か月の期間が確保されていることから、極端に短い期間であるとは考えておりませんでした。

なお、内閣府が公表しているPFI事業導入の手引きの先行事例では、期間について、5か月から17か月までと幅はございましたが、これと照らしても期間は確保されていたものと認識をしております。

○中野委員 当然、今回の応募がゼロだったという結果を踏まえて答弁されているというふうに思いますが、結果を踏まえても、答弁がかみ合っているのかどうかということについては、引き続き疑問が残るということは申し上げておきたいなと思います。

そして、公共施設等総合管理計画に基づき、最大65年という長期の事業期間が設定されました。アンケート調査による答えがあったように、民間事業者にとってこれほど長期のリスクを予測、負担することの難しさについて、市は一体どのように捉えていたのか、お伺いをしておきたいと思います。

○川原観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課長 募集要項におきまして、事業期間の提案を施設の供用開始日から30年以上65年以下の範囲で提案できるとしておりまして、その事業期間は、この範囲内で事業者が自らの事業計画に基づき設定していただくということにしておりますので、事業期間内に想定されるリスクにつきましては、事業期間の長短にかかわらず、おのおのの事業者において判断し、事業計画に反映されるものと認識をしているところでございます。

○中野委員 この部分は、ちょっと追加としては触れませんが、本日、フラット八戸の関係、概要等の資料をいただいております。この官民連携の概要のところ、資料で示されているとおり、八戸

においては30年間の設定をしているわけなんですよね。先進事例を調査、視察したにもかかわらず、市の考え方というか、既存の計画に示されている内容をわざわざ引っ張ってきて、65年間という、民設民営でやるにもかかわらず、市が、行政が所管する、行政が扱う公共施設の規定をわざわざ持ち出して、65年間っていうふうに説明するのは、ちょっとどうなのかなあというふうに思います。本来であれば、先進地の調査、視察を行ったのであれば、この30年間の設定について、やはり研究を深めて、そういった設定をする、そして、30年間の過ぎた後に事業者からの更新の申出があれば、その内容について可能とする設定を行っていくのがこの八戸の流れだというふうに思いますので、そもそも、やはり特定の意見に引きずられた感が否めないということは再度、指摘をしておきたいなというふうに思います。

そして、新アリーナの基本計画は策定済みでございました。これは、令和6年度末の時点ですが、一方で、公園全体の再整備基本計画は中間取りまとめの段階でございました。公園全体の将来像や、他施設との複合化の方向性が未確定であったことが、事業者にとって提案リスクを高める要因にならなかったのか、市の御見解を伺いたいと思います。

○川原観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課長 花咲スポーツ公園の再整備につきましては、令和5年度に策定いたしました花咲スポーツ公園再整備基本構想、この中で再整備に向けた基本的な考え方や各施設につきまして、既存機能を維持する施設、それから、既存機能の見直しを検討する施設、建て替えと新たな機能導入検討施設に整理をし、それぞれについての基本的な整備方針を示しておりますことから、新アリーナ事業の検討は可能であったというふうに考えております。

○中野委員 今回の経験から、事前に条件を固める従来の手法では、市場の急激な変化に対応しにくいことが見えてきたと思っております。今後は、公募の過程で民間と直接対話し、要求水準や条件を柔軟に調整できる対話型、いわゆる交渉型公募手続を取り入れるべきと考えておりますが、見解を伺いたいと思います。

○川原観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課長 委員の御指摘のとおり、事前に条件を固め切る従来の手法では、昨今のような急激な市場変化に対応しにくい側面があることは本市といたしましても課題として認識をしているところでございます。

御提案いただきました対話型、あるいは交渉型の公募手続につきましては、国におきましても共創的対話や選抜・交渉型として、公共側の情報だけでは要求水準の設定が難しい複雑な案件や、民間のノウハウを引き出すことで費用対効果の向上が見込める案件に有効な手法として整理されているところでございます。本市といたしましても、今回の経験を真摯に受け止めまして、他の自治体の先行事例や国の動向を踏まえつつ、手法の一つとして検討してまいりたいと考えております。

○中野委員 重要な視点について確認をしておきたいなと思います。これまでの調査検討に投じられた予算と労力を無駄にするということはあってはならないというふうに思っております。こういった予算や労力を無駄にせず、そこで得られた貴重なデータや事業者の生の声といった知見を今後の再設計にどのように生かしていくのか、見解を伺いたいと思います。

○川原観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課長 本市におきます官民連携事業につきましては、平成20年12月から開始いたしました旭川市高台小学校PFI整備事業の1件のみであります。この間、全国では多種多様な施設におきまして、高台小学校PFI整備事業

において採用されましたＢＴＯ方式も含め、多様な手法による事業が行われているところでございます。これまでの新アリーナ事業の検討におきましては、官民連携導入可能性調査での市場調査などから民間事業者の貴重な意見を伺うことができ、また、アドバイザリー業務委託により、事業方式の検討や募集要項等の作成において他都市の事例や法令等に照らした適切なアドバイスを受けたところであり、今後の本市の官民連携事業実施のためのノウハウの蓄積に寄与したものと考えております。

今後のアリーナ事業の検討に当たりましては、前例にとらわれず、市場との対話を重視し、柔軟な事業構築を行うことで、新アリーナの実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○中野委員 今回の事業不調の原因を単なる資材高騰などという外部環境のみに求めるのではなく、官民のリスク配分の在り方という観点からも真摯に振り返ることが、次なる成功への鍵になると考えますが、御見解を伺いたいと思います。

○川原観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課長 先ほども御答弁をさせていただいたところでございますが、今後の新アリーナ事業の検討に当たりましては、前例にとらわれず、市場との対話を重視し、事業構築を行うことが必要であると考えておりまして、官民のリスク分担につきましても、公的な施設利用と民間事業者の事業参入の促進とのバランスを慎重に図りながら検討してまいります。

○中野委員 ぜひ、答弁があったように進めていただければと思います。

そして、この非保有方式に関係して、再度確認をしておきたいと思いますが、非保有方式、いわゆる民設民営などは、民間が長期の負債を抱えるモデルといっても過言ではありません。現在の金利上昇や建設費高騰の局面において、民間事業者がプロジェクトの資金調達、いわゆる融資で様々な困難に直面することが想定されていたというふうに思います。そういったハードルを市としてどのように評価されていたのか、この際、伺っておきたいと思います。

○川原観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課長 事業者が想定しております資金調達手法につきましては、事業提案前のため把握はしておりませんが、ＰＦＩ法に基づく事業方式、例えばＢＴＯ方式におきましても、民間事業者が資金調達を行う必要があります。建設費も想定された事業費に対し物価スライド条項が設定されるなどの担保があることで、金融機関の融資が受けやすくなるものと考えております。

一方、非保有方式につきましては、民間事業と同様に、事業者が建設費の高騰と今後の事業収支を見極め、しっかりとした事業計画や収支計画を立てる必要がありますことから、事業者の事業計画の立案や事業推進のノウハウが必要になると認識しております。

なお、募集要項等への質問におきまして、物価変動等による事業費の増加に対する協議についての質問があり、事業費増加のリスクは事業者が負担するものと回答しており、公共利用に要する費用などの増加といった市が負担すべき合理的な理由があると判断されるものにつきましては、協議に応じることとしていたところでございます。

○中野委員 公共利用の支払いは、毎年度、協議で決めるというようなことについても提出をされている資料に記載がございます。こういった毎年度の協議で決めるといった条件は、長期の事業融資を受ける際の大きな障壁となった可能性があると考えております。金融機関からの融資可能性について、事前に市としてどのような打診や想定を行っていたのか、お伺いしておきたいと思いま

す。

○川原観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課長 市が支払う額につきましては、公共利用分として使用する日数が毎年度変更する可能性があることから、協議の対象としていたものでございますが、募集要項（案）や募集要項等に対する個別の対話や質問の受付におきましては、金融機関の融資に関わる質問、御意見等はなかったことから、特段検討は行っていなかったところでございます。

○中野委員 特段行っていなかったということでありました。その限りだとは思いますが、この結果を踏まえながら、今後の対応についてはしっかりと検討していく必要があるのかなと思っております。

そして、基本計画、これは資料の6－3などに関しましてありますが、花咲アリーナ基本計画においては、新アリーナの建設に当たり、第2種住居地域における用途制限に対して、都市計画変更や建築基準法第48条のただし書許可など、用途緩和を進める旨の内容が明記されており、市としても柔軟な対応を想定されていたと認識をしております。しかしながら、事後調査、資料19－1などでは、なお、アリーナ単体での収支は厳しく、周辺での収益事業が必要、提案区域の限定が影響したといった事業者の生の声が残っております。これは、市が、提案があれば緩和手続を進めるといふ、まさに受動的なスタンスにとどまったため、民間事業者にとってどこまでの収益施設が認められるのかという事業の予見可能性が低かったことが要因ではないかと考えているところであります。今後の再構築に当たっては、事業者の提案待ちにするのではなく、市が主導して、Park－PFI等の活用や都市計画上の特区指定など、どのような収益事業や規制緩和が可能なのかという具体枠組みをあらかじめパッケージとして提示する能動的な姿勢が必要と考えますが、市の御所見を伺いたいと思います。

○川原観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課長 都市計画の変更などにつきましては、周辺地域の影響も考慮し、その必要性や緊急性などを判断しながら、担当部局において適時、適切に進めているものでありまして、これまでの事業者との対話などにおいては具体的な要件緩和の要望がなかったことから、事業提案を受けてから必要に応じて対応することを想定していたところでございます。

今後につきましては、事業提案を促す視点に立ち、今後の対話の中で事業者からの意見を確認しながら、大まかな方向性が確認できた段階で先行して関係部局と協議していくことも検討してまいります。

○中野委員 最終的な解体、さらには更地化、いわゆる原状回復のリスクまで、原則として、民間事業者に負わせる条件、こういったことを設定しておりました。このような条件について、公共施設としての役割を考慮した際、官民のリスク分担として適切であったのか、疑問の声が上がっているというふうに思っております。再検証が必要と考えますが、御見解を伺いたいと思います。

○川原観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課長 事業終了後の措置につきましては、他都市の事例を参考に、募集要項において原状回復を原則としておりますが、事業終了時に市及び事業者が合意した場合、市は、新アリーナを事業者から無償で譲受することができるものとしており、その時点での社会情勢等を踏まえて判断をすることとしていたところでございます。

○中野委員 65年という超長期事業において、万が一、事業継続が困難になった場合のセーフテ

インターネットや市の介入権、こういったものについて、実効性のある準備をされていたかというふう
に思いますが、そのような準備はどのように想定をされていたのか、伺っておきたいと思います。

○川原観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課長 事業破綻のリスクについて
は、事業者選定委員会においても指摘されており、非保有方式により事業者募集を行うに当たり、
今後の公募資料作成や事業計画の審査、基本協定締結等の事務手続、事業開始後のモニタリングな
ど各場面において、民間事業者の事業破綻リスクへの対策を取るよう御意見をいただいたところで
ございます。市としましては、まずはそういった事態に陥らないよう、事業開始後のモニタリング
をしっかりと行い、募集要項等及び事業者からの事業提案書に従い、適切かつ確実なサービスが提
供されているかどうか、経営状況が健全かどうか等を確認することとしておりました。しかしなが
ら、このような措置にもかかわらず、万が一、事業破綻といった事態に陥った場合の措置として、
別な事業者への事業継承や原状回復に係る補償金の預託、市への無償譲渡など、その対応について
募集要項で示しているところでございます。

○中野委員 一貫して、市に瑕疵はなかったというような聞こえの答弁でありました。しかし、結
果どうなのかっていうことだと思うんですね。

そして、次に進みたいと思いますが、東光スポーツ公園複合体育施設との役割分担や、花咲スポ
ーツ公園の他の施設見直しも控えているところでございます。大型公共事業の時期が重なること
による市内労働力、人手不足が昨今大きな課題になっております。こういった市内労働力への影響や、
財政負担の集中について、市全体でどのように工程の調整を図っていくのか、お聞かせをいただ
きたいと思います。

○川原観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課長 新アリーナ事業につきまし
ては、今後の調査検討によりまして事業の実施の方向性を整理してまいりますので、その際には、
東光スポーツ公園複合体育施設との整備時期や他の大型事業との兼ね合いを含めて整理が必要と考
えております。

なお、市民利用を主とした東光スポーツ公園複合体育施設の整備につきましては、従来どおりの
工事の発注を予定していることから、市内建設業界への情報提供や意見交換を通じて工事の工程を
整理してまいります。

○中野委員 ぜひ、検討を進めていただきたいと思います。

本当に市内の事業者、私が関係しているような事業者を挨拶がてら訪問すると、やはり業種、業
態問わず、どこの事業者においても人手不足、募集をしても予定する期日までに人が集まらない、
こういった声を多く受け止めているところでありますので、資金調達ができた、仮に、事業者の応
募があった、しかしながら、人手が足りないというような別な要素によって事業が中断しないよう
に、その辺についても今後の計画づくり等において検討を深めるべきであるということを指摘して
おきたいなというふうに思います。

そして、一度に全てを完成させるのではなく、アリーナ本体の先行整備と周辺のにぎわい施設の
段階的な整備を分けるなど、段階的かつ弾力的な事業パッケージへの再編を検討するべきと考えま
すが、見解を伺いたいと思います。

○川原観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課長 今回の公募に当たりまして、
新アリーナの要求水準書におきましては、新アリーナの令和12年度以内の供用開始を目標とする

としておりましたが、事業者が整備する収益施設の供用開始については後年次に実施することも認めていたところでございます。

○中野委員 ここまで、るる答弁をいただきました。全ての項目、質問項目に対して非常に適切かつきれいな答弁をいただいたなというふうに思っております。しかしながら、その答弁が血の通った答弁だったのか、また、この今の現実を直視した答弁だったのか、少し違和感を感じる。今日、私にいただいた答弁の内容というのは、事業者の応募がしっかりとあって、事業が進んでいる状況下で行うべき答弁ではなかったのかなというふうに感じるところであります。本来であれば、今回の結果を踏まえて、反省の意を込めながら答弁が少しあってもよかったのではないかなというふうに思っているところでもあります。

様々、ちょっと指摘をしたいところはあるんですが、時間も来ているようであります。残り10分ぐらいだということですので、理事者のほうからは、これまで調査を行った、有識者の意見も聞いた、手続は適切だった、自分たちに瑕疵はないかのような答弁を繰り返していたかというふうに思います。しかし、冷静に考えてみてください。手続を幾ら完璧に踏んだという主張をしようが、応募がゼロだったという結果が全てでございます。この募集要項は誰がつくり上げたんでしょうか。民設民営だからといって、民間事業者がつくり上げたんでしょうか。旭川市が、まさに行政の英知を結集してつくり上げた、まさに作品だと言えるのが今回の募集要項だと思います。その作品が民間事業者から評価を受けなかった、その結果、応募ゼロだった。この責任は一体どこにあるんでしょうか。まるで事業者に責任があったかのような、私は、答弁の一端の中で、市の責任をしっかりと認めるべきだったと思います。

旭川市におきましては、今日、資料の提示もいただいておりますが、花咲スポーツ公園再整備費の内訳及び事業経過についての資料では、令和5年度から令和8年度予算まで、それぞれアドバイザリー契約を幾らで結びましたとか、基本計画策定にこれだけかかりましたとか、費用が記載されて、事業名と費用が記載されている。その資料の数字を単純計算すると、令和5年度から令和8年度予算で、単純に足し算すると約9千823万円であります。1億円ですよ。1億円もの税金を投じておきながら、こういう答弁なんだなあというふうに感じました。本当に二度と同じような失敗を繰り返さない、そういう決意を感じる答弁が、私以降の質疑者に対してされることを期待したいというふうに思います。

今回の公募不調を受け、安易に全てを市の公金で賄う市保有方式へ回帰することは、いずれにしても、私としても、今後の財政状況に鑑みても慎重であるべきだと考えている一人であります。資料19-1、事後調査の結果では、事業者調査において、条件次第で非保有方式は可能と回答した事業者も存在しているところでもあります。これまでの経験を生かし、そうした事業者との対話を継続しながら、財政負担を抑え込める非保有方式への可能性を最後まで追求するべきと考えておりますが、市の御所見を伺いたいと思います。

○松本観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備担当部長 本市の新たな取組となる非保有方式の事業手法につきましては、新アリーナの目指す姿の実現のための評価として、市の公共施設保有量に対する財政的な評価から、この方式により事業者募集を進めることは妥当と判断したところでございます。しかしながら、今回、事業者の募集がなかったことから、事業方式は問わず、広く事業者との対応を行うこととしたところでございます。

先ほど委員のほうから話がありましたように、決して事業者に責任を押しつけるというわけではなくて、市として反省すべき点は多々あったというふうに考えておりまして、その部分については、今後の事業のリスタートに向けて生かしていければなというふうに考えているところでございます。

それらを踏まえまして、今後におきましては、対話における意見や本特別委員会からの調査報告書を踏まえ、新アリーナ整備の実現に向けた検討を行ってまいりたいと考えているところでございますので、よろしくお願いいたします。

○中野委員 血の通った答弁をいただきたいということを言いたかっただけでありますので、ぜひとも受け止めていただきたいなと思います。

最後は、副市長に答弁を再度求めたいと思います。関係する内容であります、今回の資料、様々提出をされております。資料３－２、意見提出手続、再整備基本構想（案）へのパブリックコメントに関する内容が資料の中に記載されております。その中においても、将来的なバス路線や駐車場の課題、また、神楽地域、現在のクリスタルホール、大雪アリーナ周辺の利便性や多機能化を望む声が寄せられておりました。公共施設等総合管理計画の観点からも、これ以上床面積を増やすわけにはいかないかというふうに思いますし、老朽化対策も進めていかなければならないというふうに思っております。新たなアリーナ単体で過度な規模拡大や財政負担を抱え込むのではなく、将来的な大雪アリーナ等の再整備や神楽地域のまちづくりとの役割分担、連携も含め、市全体の施設総量と直接投資を可能な限り抑制する現実的な取組が必要不可欠であると考えております。これらを踏まえた今後の持続可能なアリーナ整備に向けた決意や考え方について、最後にお聞かせいただきたいと思います。

○佐藤副市長 まず、今後の持続可能なアリーナ整備ということでございます。この新アリーナ事業につきましては、人口減少社会が急速に進んでいく中、地域のにぎわいづくり、あるいは地域の経済への波及効果を期待する、そういったものでありまして、本市の将来に向けたまちづくりの非常に財産というものであるというふうに認識をしております。

ただいま委員から御提言がございました大雪アリーナについてですが、昨年、あさひかわ菓子博２０２５、今年もアフター菓子博あさひかわ２０２６、こういった状況を見ても、市内や市外、こういったことを問わず、来場者にとっては非常に利便性の高い立地条件にある、こういうふうに認識しておりますけども、今、御指摘がございましたとおり、開館から４０年、昭和６１年の開館ということございますので、そういった老朽化、やっぱりこれは結構深刻な事態もあるというふうにお聞きしてございますし、また冬の間は道北地域唯一の屋内のスケートリンクとして利用されているということなので、もちろん、その関係の部局もそうですし、実際に利用されている団体、こういったところとの協議というのにも必要になってくるんだろうなというふうにいろいろ考えているところでございますし、今、お話も委員からございましたけども、市の公共施設等総合管理計画の視点から、大雪アリーナを含めたスポーツ施設全体の在り方、こういったものも検討しなければならないというふうに考えてございます。

いずれにいたしましても、これまでにないプロフィットセンター機能というのを有する多目的なアリーナ事業、こういったものを進めていくことについては、やっぱり民間事業者のアイデアとかノウハウ、こういったものも十分に生かしていくことが必要というふうに考えておりますので、慎重かつ十分な事業者との対話を行う委員の御提言、これも踏まえ、もちろん、本特別委員会におけ

る調査報告の内容、これも真摯に受け止め、今回の反省も生かして、今後の事業実施に向けた方向性を整理してまいりたいと考えております。

○中野委員 以上で終わります。

○中村のりゆき委員長 質疑者の交代をお願いします。

それでは、御質疑願います。

○石川厚子委員 花咲スポーツ公園新アリーナの整備は、参加資格の公募に対して応募がなかった、言わば一步を踏み出す以前の段階でつまづいてしまったわけなんです、なぜこうなったのか、順を追って考えてみたいと思います。

まず市は、令和5年度、2023年度に花咲スポーツ公園等再整備タスクフォースを設置しました。このタスクフォース設置の目的と概要をお示しいただきたいと思います。

○大久保観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課主幹 花咲スポーツ公園等再整備タスクフォースにつきましては、花咲スポーツ公園の再整備を進めるに当たり、関係者間で情報共有を進め、あるべき将来像を検討するため、令和4年9月に包括連携協定を締結した株式会社コンサドーレにも参加いただき、令和5年4月に設置したものであります。その構成は、株式会社コンサドーレのほか、総合政策部、総務部、土木部、観光スポーツ交流部の関係部局の職員となっております。

次に、タスクフォースにおける検討結果としましては、カフェや商業施設、保育所の設置など、民間との連携によるにぎわいづくりや、財政負担の軽減の観点から、アリーナを人と呼ぶ核となる施設として花咲スポーツ公園に設置することが適当であるとの方向性などが示され、令和5年9月に報告書として取りまとめを行ったものでございます。

○石川厚子委員 民間との連携によるにぎわいづくりですとか財政負担の軽減の観点から、人と呼ぶ核となる施設としてアリーナを設置するとのことでした。このタスクフォースの時点で、SVリーグ基準への対応ですとか5千人規模の観客席、そういった言葉が出てまいります。以前にお尋ねしたことがあるんですけども、ヴォレアス北海道からの要請ではないとのことでした。

では、株式会社コンサドーレとの協議の結果、このようになったのでしょうか。

○大久保観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課主幹 タスクフォースにおける検討の中で、市民利用に加え、全国・国際規模の大会やプロスポーツの興行などへ対応するにはどのようなアリーナとする必要があるかを検討した結果、道内他都市において整備されたアリーナの規模やSVリーグ、Bリーグといったプロスポーツの施設基準等を参考として整理したものでございます。

○石川厚子委員 SVリーグやBリーグといったプロスポーツの施設基準を参考にしたとのことですね。

そもそも、なぜコンサドーレの運営会社と市でタスクフォースを設置することになったのでしょうか。

○大久保観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課主幹 株式会社コンサドーレとのタスクフォースの設置に至った経緯としましては、令和4年9月、スポーツ振興をはじめ、市民の健康増進や環境意識の醸成、観光の振興、SDGsなど、様々な分野で相互に協力することで地域の活性化を図ることを目的に、市と株式会社コンサドーレ及び一般社団法人コンサドーレ北海

道スポーツクラブとの間で包括連携協定を締結したことが出発点となっております。この連携協定に基づきタスクフォースを設置し、花咲スポーツ公園等の再整備に向け、株式会社コンサドーレが持つ行政以外の見地も生かした提言を取りまとめようとしたものでございます。

○石川厚子委員 包括連携協定に基づくとのことですが、そもそもなぜコンサドーレと包括連携協定を結んだのでしょうか。

○大久保観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課主幹 コンサドーレにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、スポーツ振興や市民の健康増進というところで御協力をいただいておりますことから、お互いに連携し、地域の活性化を図りたいという目的を持って包括連携協定を締結したところでございます。

○石川厚子委員 スポーツ振興ですとかね、市民の健康増進っていうのは分かるんですけども、なぜコンサドーレでなければならなかったのでしょうか。

○大久保観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課主幹 株式会社コンサドーレにつきましては、サッカー場ですとか、自らの施設を管理運営しているという点、それから、まちづくりについても取組を始めていたという点がありましたので、それも踏まえて、タスクフォースの設置に当たって御協力をいただいたところでございます。

○石川厚子委員 納得したわけではありませんが、次に進みます。

総合体育館をプロフィットセンター機能を持つアリーナに建て替えることについては、コンサドーレからの提案なのでしょうか。

○大久保観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課主幹 プロフィットセンター機能を有する多目的アリーナは、平成28年度に公表された国のスタジアム・アリーナ改革指針において、スポーツの波及効果を生かしたまちづくりやにぎわいの創出、コストセンターからプロフィットセンターへの転換、アリーナにおけるライブ等の興行を行うことや、民間事業者との連携における収益性の向上といった視点が全国的なアリーナ建設の方向性として示されております。

タスクフォースの報告書においても、花咲スポーツ公園等の再整備に向けて民間投資を呼び込むために、アリーナを人を呼ぶ核となる施設として設置することが適当との方向性が示されており、これらを受けて令和5年度に策定した花咲スポーツ公園再整備基本構想において、新アリーナをプロフィットセンター機能を有する多目的アリーナとして整備する方針として決定をしたものでございます。

○石川厚子委員 国のスタジアム・アリーナ改革指針で示されているとのことですね。

タスクフォース報告書では、公園施設長寿命化計画についても触れられております。

そこで委員長、土木部の出席を要請するので、お取り計らいをお願いします。

○中村のりゆき委員長 ただいま石川厚子委員から土木部に対する出席要求がありましたので、出席を求めることといたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後2時00分

再開 午後2時01分

○中村のりゆき委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○石川厚子委員 公園施設長寿命化計画について、調べさせていただきました。令和3年度第2回緑の審議会における長寿命化計画の説明資料によりますと、市内には390か所の都市公園があり、大小合わせて2万施設以上の公園施設があり、その更新コストは、2030年までに約284億円を要すると、このように試算されております。

そこで土木部にお尋ねしますが、この公園施設の更新は順調に進んでいるのでしょうか。

○村形土木部公園みどり課主幹 本市では、古くなった公園の施設を計画的に補修、更新していくための年次計画といたしまして、公園施設長寿命化計画を策定しております。主に遊具を対象とした計画と花咲スポーツ公園及び神楽岡公園の遊具以外の施設を対象とした2つの計画となっております。

主に遊具を対象とした計画は、令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とし、対象施設は1千802施設としています。そのうち、補修、更新が必要な施設数は783施設で対策の概算費用は約18億2千万円としております。令和7年度までの5年間の実績は、補修、更新を行った施設が287施設で事業費は約13億円、施設数ベースで約37%、事業費ベースで約72%の進捗率となっています。

花咲スポーツ公園及び神楽岡公園を対象とした計画につきましては、令和4年度から令和13年度までの10年間を計画期間とし、対象施設は508施設としています。そのうち、補修、更新が必要な施設数は372施設で対策の概算費用は約21億7千万円としています。同じく令和7年度までの4年間の実績は、補修、更新を行った施設が12施設で事業費は約7億9千万円、施設数ベースで約3%、事業費ベースで約36%の進捗率となっております。

いずれの計画につきましても、限られた予算の中で進めているところでございますが、遅れている状況となっております。

○石川厚子委員 花咲スポーツ公園と神楽岡公園の補修、更新の進捗率は、事業費ベースで約36%、施設数ベースでは僅か3%とのことですね。随分遅れているというふうに感じますが、この同じ緑の審議会資料の第2部は、花咲スポーツ公園の老朽度調査結果等についてとなっております。ざっとこの概要をお示しいただきたいと思います。

○村形土木部公園みどり課主幹 令和3年度に実施した花咲スポーツ公園の老朽度調査における主な施設の結果についてですが、まず、スタルヒン球場において内野スタンドの躯体にひび割れ、外野スタンドの手すりの劣化、バックスクリーン部のさびや床下部への水の浸入に伴う躯体の劣化などが確認されました。球技場においては、スタンドの座面やコンクリートの天端部の劣化などが、テニスコートにおいては、スタンド座面の劣化や人工芝の摩耗などが確認され、また、陸上競技場においては、芝生スタンドのコンクリートのひび割れや柵の劣化など、その他、プール槽の側面と底面の塗膜の劣化、ろ過装置の経年劣化などを確認しているところです。

○石川厚子委員 今、説明がありましたように、スタルヒン球場だけを見ましても内野スタンド躯体に見られる剪断亀裂とクラック、バックスクリーン本体は著しいさびがあるなど、この写真を見る限りでもかなり劣化が進んでいるということがうかがえます。そのほか、球技場、テニスコート、陸上競技場、プールなど、全て老朽化しております。補修、更新の優先度設定の考え方ではどのように記されていますか、また、予定どおり進んでいるのでしょうか。

○村形土木部公園みどり課主幹 公園施設更新の優先度については、定性的条件と物理的条件から判断しております。定性的条件といたしましては、競技場や大会開催の重要度、利用者ニーズや競技水準維持の必要性など、また、物理的条件といたしましては、健全度が低い施設、設置年数の古さなどがあり、これらを総合的に判断し、優先順位を決定しております。

補修、更新の進捗といたしましては、優先順位が高い施設であります陸上競技場においては、トラック等の改修やスタンドの防水、外柵の補修工事を実施しており、テニスコートにおいては、人工芝の張り替えやLED照明への更新などを実施しているところではありますが、限られた予算の中で、労務費や資材費等の上昇による事業費の増額などを受けまして、遅れている状況となっております。

○石川厚子委員 補修、更新の進捗が遅れているとのことですね。

花咲スポーツ公園の特性として、高校野球の北北海道大会やプロ野球の公式戦をはじめ、全国規模の競技会が多く開催されるというふうに記されておりますが、これはスタルヒン球場を指しているのではないかと思いますので、いかがでしょう。

○酒井土木部公園みどり課長 前段部分の高校野球の北北海道大会やプロ野球の公式戦という部分については、スタルヒン球場での開催実績を指しておりますが、後段の全国大会規模の競技会については、陸上競技場において令和5年度に全国高校総体男子サッカー競技大会、テニスコートにおいては、令和4年度に全国中学校ソフトテニス大会などの開催実績があることから、スタルヒン球場のみを指しているものではございません。

○石川厚子委員 スタルヒン球場のみを指しているのではないということですが、高校野球の北北海道大会やプロ野球の公式戦、これが行われるのはスタルヒン球場ですよね。今年から高校野球は帯広でも試合が行われるようになりましたが、そうだとすれば、スポーツの拠点として今後も活用される花咲スポーツ公園を目指すという花咲スポーツ公園の整備方針は、体育館というよりもむしろスタルヒン球場を中心として整備する、そういった印象を受けるのですが、いかがでしょうか。

○酒井土木部公園みどり課長 花咲スポーツ公園については、北海道のスポーツ拠点として、スタルヒン球場だけではなく、陸上競技場やテニスコートなどのほかの施設においても各種の大会や競技会を継続して開催できるよう適切な施設の補修、更新が必要と考えております。

○石川厚子委員 この緑の審議会資料ですね、公園施設長寿命化計画では、総合体育館については一言も触れられておりません。それなのになぜ、タスクフォースでは総合体育館の建て替えが最優先課題として出てきたのでしょうか。

○川原観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課長 公園施設長寿命化計画は、都市公園事業として施設の改修等を行うことを前提として策定した計画であります。総合体育館は観光スポーツ交流部の所管であり、公園事業での改修は想定していなかったことから記載はしてありませんでした。

一方、タスクフォースにおきましては、花咲スポーツ公園の再整備に向けて、公園全体の施設の老朽化への対応や将来的な施設の在り方を検討しており、総合体育館は建設から相当の年数が経過し、大規模な改修または建て替えの必要性が高まっているという認識の下、利用ニーズも高く公園の核となる施設であることを踏まえまして、優先的に検討すべき課題として位置づけたものでございます。

○石川厚子委員 緑の審議会資料の公園施設長寿命化計画では、先ほど来述べておりますように、高校野球の北北海道大会やプロ野球の公式戦といった、明らかにスタルヒン球場を指す文言が記されておりますが、花咲スポーツ公園再整備基本構想では、北北海道のスポーツの拠点としてとしか記されておらず、その後にとってつけたように、特に総合体育館については、防災機能も備えた多様な用途に利用できるアリーナとして、再整備に際し、新たな機能の導入を検討する施設として総合体育館が挙げられております。公園施設長寿命化計画と整合性は取れないのではないのでしょうか。

○川原観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課長 公園施設長寿命化計画は、各施設の改修、更新の年次計画を定めるものでありまして、スタルヒン球場など個別施設を具体的に記載しております。

一方、花咲スポーツ公園再整備基本構想につきましては、公園全体の将来的な方向性を示した構想でありまして、両計画は目的、性格が異なるものでございます。その上で、花咲スポーツ公園再整備基本構想では、スタルヒン球場ほか5つの施設を既存機能維持に、球技場ほか6施設を既存機能見直し検討施設に、総合体育館を建て替えと新たな機能導入検討施設にそれぞれ分類をいたしまして整備の方針を整理しておりまして、総合体育館につきましては、多目的アリーナとして建て替える方針として位置づけております。

また、大規模スポーツ施設の整備、更新に際し、防災機能を備えることは、まちづくりの観点から一般的に求められている考え方でございます。したがいまして、両計画はそれぞれの目的を持って策定をしたものであり、整合性は図られているものと考えているところでございます。

○石川厚子委員 2つの計画は、目的が違うということですね。

公園施設長寿命化計画では、スタルヒン球場など個別具体的に記載し、花咲スポーツ公園再整備基本構想では、総合体育館を多目的アリーナとして建て替えるというふうに記されております。共にスタートは花咲スポーツ公園の全体の老朽化だというふうに思いますが、なぜ2つの計画があるのでしょうか。

○大久保観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課主幹 花咲スポーツ公園再整備基本構想につきましては、公園全体の老朽化ですとかニーズへの対応不足というところを公園全体として見直していく方針を出していくというところでございます。

一方、公園施設長寿命化計画につきましては、個々の施設について、現在の状況を調査し、どういった改修をしていったらいいかという個別の計画だと捉えております。一個一個の施設に対しての今後の改修の方針だとかを定めて、調査をしているものではありませんけれども、全体をどういう順番でやっていくか、どういう優先順位をつけようか、どのぐらいの必要性があるのかっていう部分を検討しているものではないと捉えており、その部分については、今回の基本構想、それをさらに踏まえた基本計画の中で整理をしていくものと考えております。

○石川厚子委員 なぜ2つの計画があるのかについては、納得いく説明はありませんでしたが、花咲スポーツ公園は公園全体の計画ということで、このことについては、また後ほど触れさせていただきます。

土木部につきましては、以上で退席していただいて結構です。

次に、令和6年第1回臨時会で、花咲スポーツ公園再整備事業に関する補正予算を議決しておりますね。この概要、予算額、そのうち一般財源に占める金額をお示しいただきたいと思っております。

○大久保観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課主幹 補正予算の概要と補正額についてであります。花咲スポーツ公園の再整備に係る官民連携導入可能性調査業務及び新アリーナ等基本計画策定業務の委託料として3千496万9千円、その他事務費等として46万7千円、合計3千543万6千円となっており、このうち一般財源は2千543万6千円となっております。

○石川厚子委員 このときの補正予算3千500万円余りのうち、一般財源が2千500万円余りとなっております。このとき、たしか国の補助金の対象とならなかったため、一般財源に振り替えたというふうに記憶しております。非保有とした場合、PFI導入可能性調査をする必要があったのでしょうか。

○川原観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課長 官民連携導入可能性調査を実施した理由につきましては、旭川市PFI活用指針におきまして、施設整備に係る事業費が10億円以上の事業については、PFIの導入について検討することとされております。その上で民間活用の可能性について調査を行ったところでございます。その後、この調査結果を庁内のPFI導入検討会議に報告をいたしまして、官民連携手法による実施が妥当との判断を受けた上で、令和7年度に設置をいたしました外部の有識者を含む事業者選定委員会において、官民連携導入可能性調査結果を踏まえ、保有方式、それと非保有方式を比較検討した結果、非保有方式が妥当との意見をいただいたことから、非保有方式での実施を決定したものでございます。

○石川厚子委員 非保有方式とした場合でも、PFI導入可能性調査は必要だったということですね。

タスクフォースの段階で、東光スポーツ公園に整備する複合体育施設は、市民利用とするとしておりますが、この方針に変更はありませんか。

○川原観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課長 東光スポーツ公園複合体育施設につきましては、不足する市内のスポーツ需要を満たすために計画された施設でありまして、その方針に変更はございません。

○石川厚子委員 東光スポーツ公園基本計画では、東光の複合体育施設も、当初の予定では5千人規模だったのが、これが2千人規模となりました。これはこのままいくのでしょうか。

○川原観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課長 東光スポーツ公園複合体育施設につきましては、新アリーナとの役割分担の下、市民利用とスポーツ大会利用を主体としている施設でありますことから、予定どおり整備を進めてまいりたいと考えております。

○石川厚子委員 東光の複合体育施設の観客席は2千人規模に見直しておりますが、元の計画では移動席、仮設席も含めるというふうになっております。これら移動席、仮設席を含めると、実際のところ何人収容できるのでしょうか。

○大久保観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課主幹 平成28年度の複合体育施設の基本計画では、固定席で2千席、移動席、仮設席も含めて5千席を確保するとしておりました。令和7年度の見直しにおいては、体育館の競技面積や固定席の数は変更しておりませんことから、移動席を用意できれば、スポーツ競技の種類によって異なりますが、約5千席の確保ができることとなります。

○石川厚子委員 2千人規模ですが、5千人収容できるとのことです。それで、ヴォレアス北海道

のSVリーグ基準には当てはまるのでしょうか。

○大久保観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課主幹 SVリーグのホームアリーナの施設基準については、収容人数のほか、収容人数に応じたトイレの数やスイートラウンジなどの居室等の基準があり、現在の複合体育施設の計画では、2030年シーズンからのSVリーグホームアリーナ基準は満たしておりません。

○石川厚子委員 5千人収容できたところで、トイレの数などの基準があるので、SVリーグ基準には当てはまらないということですね。

花咲スポーツ公園再整備基本構想では、東光スポーツ公園は花咲スポーツ公園の機能を補完する役割を担うとありますが、この方針に変わりはありませんか。

○川原観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ設備整備課長 花咲スポーツ公園再整備基本構想では、新アリーナは複合体育施設と併せて市民スポーツ推進の受皿とする方向性が示されておりますので、この方針について変更はございません。

○石川厚子委員 基本構想には花咲スポーツ公園新アリーナと東光スポーツ公園の複合体育施設の2施設で主要な屋内競技の全国大会開催に必要な面積を確保するとあります。花咲は、完全にこの2030年度供用開始は間に合いません。今後、全国大会開催に必要な面積は確保できるのでしょうか。

○川原観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課長 東光スポーツ公園複合体育施設につきましては、現在の総合体育館があることを前提といたしまして、複数の種目において全国大会が開催できることを想定していたところでございます。

新アリーナ事業のスケジュールに遅れは生じますが、その間、現総合体育館が存続することになりますので、施設の狭隘や冷房がないなどの課題はございますが、一定の大会開催は可能と考えているところでございます。

○石川厚子委員 現在の総合体育館があるので、全国大会開催に必要な面積は確保できるということですね。

そこで、2016年に策定された東光スポーツ公園基本計画と2025年策定の東光スポーツ公園基本計画（改定版）を比較しますと、一番大きな違いは体育館のところですね。16年の計画では、2階に固定観客席2千席程度、1階に移動席と仮設合わせて3千席程度を計画し、計5千席を確保しますとなっておりますが、25年計画では、2階に観客席2千席程度を確保しますと、これだけとなっております。どちらも2階が2千席になっており、16年計画では、1階は移動席と仮設席になっているということは、この体育館の面積自体は変わらないということよろしいのでしょうか。

○大久保観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課主幹 委員の御指摘のとおり、メインアリーナの競技面積自体に変更はございません。

○石川厚子委員 そこで、小体育館についてなんですけれども、2016年計画では、38メートル掛ける25メートル程度、約950平米が、2025年計画では44メートル掛ける25メートル程度、約1千100平米と大きくなってございますが、これはどういった理由によるものなのでしょうか。

○大久保観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課主幹 令和7年度の東光スポ

ーツ公園複合体育施設の見直しに当たっては、新アリーナとの役割分担に加え、将来的なスポーツ施設の集約化も視野に、より多くのスポーツ競技が実施できるよう検討したところであります。小体育館の面積を広げることで、フットサルやハンドボールについても正規の競技規格が確保でき、市内リーグ戦などの地区レベルの大会開催が可能となることから、面積について変更をしたものでございます。

○石川厚子委員 フットサルやハンドボールもできるようになるということですね。

花咲スポーツ公園再整備基本構想には、「花咲スポーツ公園は中心部に近くアクセスも良好であり、様々なイベントや規模の大きな大会開催時には、競技者だけでなく非常に多くの観客が訪れています。しかし、売店が少なく、トイレは和式が多いなど利便性が低く、多様化する昨今のニーズや、スポーツによるまちづくりなどに対応しきれていない状況にあります」、そして、その前段では、「本基本構想では、これらの状況を踏まえ、多様化するニーズに対応した公園全体の再整備の考え方を整理し、各施設における整備方針について取りまとめるものです」とあります。公園全体の再整備と言いながら、総合体育館の建て替えに特化しているのではないですか。

○川原観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課長 花咲スポーツ公園再整備基本構想につきましては、スタルヒン球場や陸上競技場、それから球技場といった公園全体の施設につきましても、その再整備の基本的な方向性を示しておりますことから、総合体育館の建て替えに特化したものとは考えていないところでございます。

○石川厚子委員 そもそも、この花咲の新アリーナと東光スポーツ公園の複合体育施設、この建設を同時進行、共に2030年度供用開始を目指したところに無理があったのではないのでしょうか。

○川原観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課長 現総合体育館につきましては、建設から40年以上が経過しており、老朽化が進行するとともに、メインアリーナが耐震基準を満たしていない、そういった状況にございますので、令和5年度に策定いたしました花咲スポーツ公園再整備基本構想におきまして、市民の安全な利用環境の早期実現のため、最速のスケジュールを示しておりまして、それに基づき手続を進めてきたところでございます。

一方、東光スポーツ公園複合体育施設につきましては、都市計画事業認可期間が令和12年度までとなっておりますことから、この期間内での複合体育施設の整備を目指しているところでございます。

いずれにいたしましても、これらの事業を進めていく上では、市全体の財政状況を考慮した上で実施すべきものと認識しておりますし、財政課とも協議の上、スケジュールについて調整を図りながら事業を推進してまいります。

○石川厚子委員 花咲スポーツ公園新アリーナ等基本計画では、メインアリーナの観客席について、2階に車椅子利用者席及び固定観客席約2千700席、立ち見席約500席、3階に固定観客席（個室付観客席等）約100席、アリーナフロアに移動観客席約1千700席を設置し、計5千席を確保するとありますが、先ほどの東光の2016年計画と内容が違っておりますが、なぜこのようになったのでしょうか。

○大久保観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課主幹 花咲スポーツ公園新アリーナと東光スポーツ公園複合体育施設は、その役割に基づき、メインアリーナの面積や観客席を計画しております。

新アリーナにつきましては、興行での利用を想定し、固定席を多く確保しておりますが、複合体育施設につきましては、まず、スポーツ大会開催等を考慮し、競技面積を確保し、これまでの市内施設の利用状況から観客席を設定しておりますことから、施設内の席の配置について違いが出ているものであります。

○石川厚子委員 花咲スポーツ公園の基本計画では、事業手法について、従来手法、PFI的手法としてDB方式、DBO方式、PFI手法、そして民設民営が挙げられております。

ところが、花咲スポーツ公園官民連携導入可能性調査の結果についてをしてみると、DB方式、デザインビルドですね、これがなくなり、PFI手法の中で、基本計画の中にはなかったBTコンセッションが出てきております。

私は、このBTCって何だろう、ビットコインかなと思いましたが、BTコンセッションということなんですよね。榊井前副市長がいたら、石川厚子委員がPFIについてどの程度御存じか知りませんがと言われるところでした。

なぜ、この事業手法の項目が変わったのでしょうか。

○川原観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課長 新アリーナ等基本計画に示しました事業手法につきましては、主な官民連携手法を列举しておりまして、その概要や従来方式との比較を示したものでありまして、今後、総合的に比較検討を行い、適切な事業手法を選択することとしております。

一方、令和6年度に実施をいたしました官民連携導入可能性調査につきましては、市場調査を実施いたしまして、民間事業者から、本事業に適用の可能性がある事業方式として選択されたものについての評価を行ったものでございます。

○石川厚子委員 民間事業者が、この事業に適用の可能性がある事業手法として選択したものを評価したということですね。

PFI導入可能性の総合評価をしてみると、BTOとBTコンセッションが二重丸となっております。なぜ、三角であるリース方式と、丸である民設民営を含む非保有方式を選ぶことにしたのでしょうか。

○川原観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課長 令和6年度に実施をいたしました官民連携導入可能性調査の結果につきましては、庁内の検討会議であるPFI導入検討会議に報告いたしまして、本事業は官民連携手法での実施が妥当であるとの判断を受けたところでありますが、プロフィットセンターとしての運営の視点から、具体的な事業方式の選定につきましては、外部有識者も交えた形で実施していくことを確認したところでございます。

事業方式を選定する上で、導入可能性調査の市場調査において適用の可能性がある事業方式について、事業者が事業計画を立てる際の前提条件をそろえるため、公共が施設を保有する保有方式と施設を保有しない非保有方式に分類をいたしまして、比較検討を行ったところでございます。

比較の視点といたしまして、新アリーナの目指す新たな魅力の創出に向けて、視点の1番目といたしまして、プロフィットセンター機能の発揮、2番目といたしまして、事業者の経営の自由度、市の公共施設保有による財政面での視点といたしまして、3番目といたしましては、将来的な市の財政に与える影響、これらを設定いたしまして、比較検討を行った結果を事業者選定委員会にお示ししたところでございます。評価の視点とその比較につきましては御了承いただき、総合的な判断

として、事業者募集を非保有方式により進めることは妥当との御判断をいただいたところでございます。

○石川厚子委員 今ね、総合的に判断したとのことなんですけれども、このPFI導入可能性の総合評価を見ますと、BTOとBTC、BTコンセッションね、この2つの総合評価が二重丸なんですよね。総合的に判断したら、この二重丸のほうに行くのではないかと思うんですが、いかがでしょう。

○大久保観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課主幹 令和6年度に実施いたしました官民連携導入可能性調査につきましては、その結果を庁内のPFI検討会議にかけまして、まずは、個別の事業方式ではなく、従来方式と比較をして、官民連携手法で行うことは適当である、妥当であるという判断をいただいております。その後につきましては、個別具体の事業方式の検討は令和6年度には決定はしておりませんので、7年度について、改めて外部有識者も含めた中で検討していくこととしておりまして、その中では、まず、導入可能性調査で適用の可能性があった事業方式について、大きく2つに、保有方式、非保有方式というふうに分けて比較検討を行っているところです。なので、令和6年度の評価、丸、二重丸、三角というところにつきましては、6年度において、従来方式とそれ以外の方式の比較という部分で1回検討させていただいた中で、7年度については、新アリーナの事業者募集の方式をどのように決めていくかというところについて、改めて検討してきたというところになっております。

○石川厚子委員 今ね、令和6年度は検討しないで、7年度に改めて検討したっていう答弁だったと思うんですけれども、じゃ、この6年度のときのね、BTO二重丸、BTC二重丸というのは、これ、一体どうなるんですか。検討結果は無駄だったっていうことなんですか。

○大久保観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課主幹 この時点での評価につきましては、事業者の選択している部分だとか、定性的・定量的評価の中では、やはりこれは有利であるという評価はここではしております。

ただ、花咲新アリーナについてはプロフィットセンター機能を目指すこととしておりまして、事業者の経験だとかノウハウが十分生かせる事業であること、運営の部分にも踏まえた事業方式の選定が必要であるというふうにPFIの検討会議の中でも意見が出ていた部分であります。そのため、検討会議の中では、この事業方式というふうに絞らずに、まずは官民連携手法で進めていこうという判断をしたところでありますので、改めて、令和7年度に事業方式について検討、選定をしたところであります。

○石川厚子委員 ということは、このPFI導入可能性調査の総合評価、BTO、BTC二重丸というのは、事業者のノウハウにそぐわなかったっていうことですか。

○大久保観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課主幹 全国的に見ましても、名古屋のIGアリーナにつきましては、BTコンセッションということで、コンセッション事業、運営権の設定をした事業方式で取り組んでいるところはございます。それから、事業者選定委員会の中でも、通常のDBOとかBTOと分けて、BTコンセッションについても別の評価をしているところです。そういった評価を全部踏まえた中で、事業者選定委員会の中で評価をしていただいて、非保有方式というのを選定したというところがございます。

ただ、非保有方式については、やはり事業破綻のリスクだとか懸念はやっぱり委員さんからもい

ただいておりますので、まずは非保有方式で事業者募集はしていきますけれども、事業者の応募がなかった場合、それから、一定の水準を満たしていなかった場合については、こちらで評価されている保有方式も含めて検討していく、選定していくというような御意見をいただいているところです。

○石川厚子委員 今の話をまとめますと、非保有で検討したけれども、応募がなかったら、こっちのＢＴＯ、ＢＴＣに戻る、そういう話合いも行われてきたということですか。

○大久保観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課主幹 事業者の選定の考え方につきましては、昨年７月の常任委員会のほうで資料として、今回の資料についてもお示しをさせていただいたところですが、非保有方式で事業者募集をすることは、今回、妥当であるというふうに一旦判断をいただいておりますけれども、そこに行き着くための協議の中で、やはり民間企業のリスクだとかという部分はあり得るだろうという御意見はいただいていたところであり、また、選定委員の皆さんからの御意見として、非保有でなければ、保有方式で進めることも含めて、改めてどういうふうに進めていくか検討することという御意見をいただいているところでございます。

○石川厚子委員 そうしたら、あれね、非保有が駄目だったら保有に戻るべきっていう意見もあったという、そういう理解でいいのね。

○松本観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備担当部長 事業者選定委員会の委員さんからのお考えということでお答えさせていただきますけれども、まずは、非保有を可能とする事業者がいたということで、まずそこで一つ、委員会としてはゴーサインをいただいたというふうに考えております。ただし、その中でリスクの部分ですとか、市民利用の部分、その辺、様々な課題があるということも委員さんから御意見いただきながら、一旦、非保有で進むけれども、応募がなかったり、水準が一部満たされていない場合については、非保有に限定するのではなく、保有方式も含めてもう一回フラットで検討する必要があるという御意見をいただきまして、現時点では、非保有の応募者がなかったということで、改めて、本特別委員会の意見も踏まえながら、保有にするのか非保有するのか、どういう事業方式にするのかを含めて、調査検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○石川厚子委員 じゃ、次に進みます。

この間、花咲スポーツ公園の新アリーナ、東光スポーツ公園の複合体育施設の整備について、市民説明会ですとかパブリックコメントなど、どのような市民合意を図ってこられたのでしょうか。

○川原観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課長 これまでの市民合意につきましては、各計画の策定時に、関係する審議会への説明及び意見聴取や意見提出手続を実施しております。

また、新アリーナ等基本計画策定時には、市政モニター制度を活用した市民アンケートやスポーツ団体などへのアンケート調査、ヒアリング調査を実施しており、さらに、ヒアリング調査においては、東光スポーツ公園複合体育施設についても意見交換を行ったところでございます。このほか、市のホームページに事業の進捗状況を掲載することで、市民の皆様への情報提供を行っているところでございます。

○石川厚子委員 今、説明会ですとかパブリックコメントのほかにアンケートですとかヒアリング

も行ったということなのですが、十分に市民合意は図れた、そういった認識でしょうか。

○川原観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課長 施設利用者やスポーツ団体へのアンケート、パブリックコメントなどを通じまして市民の皆様の御意見等を伺う機会を設けるとともに、市の公式ホームページにおいても取組状況を公表してきたところでございます。

また、市議会に対しましても適宜説明をさせていただき、質疑を行っておりますことから、説明責任を果たしているものと認識をしているところでございます。

○石川厚子委員 説明責任は果たしているということですね。

さて、それでは最初に戻りまして、花咲スポーツ公園の新アリーナ整備の参加資格の公募に応募がなかったわけなのですが、このことをどう受け止めますか。また、原因はどこにあると思いますか。

○松本観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備担当部長 参加資格確認申請に申請がなかったことにつきましては、現在の市場環境下において、当初想定した事業スキームと民間事業者が想定していた事業スキームに乖離があったものと真摯に受け止めているところでございます。

原因調査におけるヒアリング調査の結果では、非保有方式での提案を予定していた事業者からは、新アリーナ単体の事業ではなく、周辺地域を含めた事業を検討していた、さらに、建設企業の参加時期を事業者選定後に想定していたことから、募集要項等の公表後に建設企業に参加を打診したものの、募集期間内での参画に至らず、参加資格を満たすことができなかったと伺っているところでございます。

その要因としましては、急激な建設費高騰や資材不足、さらには建設業界の人手不足の深刻化といった外部環境の変化により、建設企業の参画の判断材料となる精度の高い収支計画等を立てることができなかったことが大きな原因であったと伺っているところでございます。

○石川厚子委員 急激な建設費高騰ですとか資材不足、人手不足というのは、確かにそのとおりだというふうに思います。

しかし、市長は、昨年の市長選で、非保有方式とした場合、建設時の市の負担はない、このようにおっしゃって当選いたしました。本来であれば、市長に直接お聞きしたいところでありますけれども、この場にいらっしゃらないので、このことの受け止めについて、副市長にお伺いしたいと思います。

また、こうなった以上、花咲の新アリーナ建設は白紙に、はっきりと言いますけれども、白紙に戻すべきと思いますが、見解をお示しいただきたいと思います。

○佐藤副市長 私といたしましては、まず、基本的な考えですけど、地方自治法の規定にございすとおりの、行政の基本原則でございすけども、最小の経費で最大の効果を上げなければならないと、こういった考え方の下、市民の負担の軽減と効果的な事業推進に取り組んでいく、これはもう、全てのことに当てはまることだと思うんですけど、そういった基本的な考えがまずあると思っております。ただいま委員からお話がございました、昨年の市長選における発言、これについても、当時の調査や検討状況において非保有方式による市民負担軽減の可能性、これが示されたということを受けて、市政をつかさどる首長として、将来の市民負担を極力抑えたいという、そういった思いから言及されたものではないのかなというふうに受け止めております。

また、先ほど、部長からも御答弁させていただきましたけども、このたびの参加資格確認申請において、結果として、事業者からの応募には至りませんでした。これは、グループの組成に対する本市の考え方、それから事業者が想定していた事業スキーム、この間に乖離があったということによるというふうに思いますが、それでもって直ちに非保有方式そのものが全否定されたものとは、現在、認識をしているところではございません。

したがいまして、今後の新アリーナに関わる取組といたしましては、まずは、本特別委員会における調査報告の内容を真摯に受け止めて、本事業に関心を持っていただいている事業者などと丁寧な対話を重ねていながら、今回の経験も生かしながら、事業の方向性について整理、検討することとしておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げたいと思います。

○石川厚子委員 今ね、副市長のほうから、非保有方式そのものが全否定されたとは認識していないという発言だったんですけど、先ほど部長答弁で、非保有に限定するものではないという答弁があったと思うんですけど、微妙にね、ニュアンスが違うと思うんですけども、その点いかがでしょうか。

○松本観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備担当部長 非保有が全否定されたものではないというところと私の答弁との違いということですけども、あくまでもこの先については、非保有もありながら保有方式もと両用併記の考え方ということですので、委員の御指摘のとおり、非保有が全否定されたら、この先、保有方式しか検討できないという形になりますので、その辺についてはそごはないというふうに考えているところでございます。

○石川厚子委員 この後ね、非保有で突っ走るのか、保有も含めて検討するのか分かりませんが、この後を注視して、私の質疑を終わらせていただきます。

○中村のりゆき委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後2時51分

再開 午後3時25分

○中村のりゆき委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○塩尻委員 それでは、一日答弁し続けて、大分疲れているかと思いますが、残り、よろしくお願ひしたいなと思います。

新アリーナの整備計画について、今回、常任委員会が別ですので、委員会が終わった後に、まず最初にびっくりしたのが、図面を見たときに、アリーナですのでいいんですけど、第1・第2・第3・第4体育館はどうなっちゃうんだろなっていう、そこをずっと心配しながら、今、見てはいるんですけども、今回、これまでの過程というよりは、事業計画の中身、算出根拠とか、そういったところについていろいろとメインでお伺いしていきたいなというふうに思っております。

そこで、大体の話は常任委員会とかでもう既に質疑とかで出ておりますので、もう細かいところをお聞きしませんけども、まず、金額の算出根拠の中に固定資産税が入っております。それを見たときには、これ、免税と同じなんじゃないかなというふうに感じたんですよ。

まず、固定資産税が入っている理由ですね、それについて伺いたいと思います。

○大久保観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課主幹 提案上限額の設定につ

きましては、事業者が施設使用に対する対価を算定する場合に必要と想定される経費として、建設費や維持管理費、大規模改修費、固定資産税等、また、公園使用料を想定し、合計した金額にアリーナ活用事業に必要な面積、日数を勘案し、算定していたものでございます。

○塩尻委員 建設費、維持管理費、大規模改修費、固定資産税等、公園使用料ですね。公園使用料なんかは、別に、もらって払うんだったらもらわなきゃいいのになと思うんですけども、その辺の手間も削減できるのになあと思いながら、次に移るんですけども、それで、固定資産税自体は建てたときが一番高くて、だんだん、見直しのたびに基本的には下がっていくのかなというふうに思うんです。それを踏まえて、今回、ここで計上されている18億5千500万円、これはそういったものを考慮しての数字なのか、初年度1億8千550万円の額掛ける10年分っていうふうに考えて算出したのか、その辺、御説明願いたいと思います。

○大久保観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課主幹 固定資産税の算定に当たりましては、3年ごとの評価替え年度において家屋の経過年数に応じた経年減点補正率を乗じて課税標準額を算定することとされております。一方、評価額の算定の基礎となる標準評点数は、基準年度の賦課期日の属する年の2年前の7月現在の東京都、特別区の区域における物価水準により算定した工事原価に相当する費用に基づいて算定されます。そのため、在来分の家屋におきましても、建築資材等の価格変動が評価額に反映される仕組みとなっており、物価高騰が続いている状況においてはこの先の標準評点数の増減が想定できないことから、10年間の合計額として18億5千500万円と算定したものでございます。

○塩尻委員 増減は想定できないんですけども、初年度の課税額は想定できるということで、確かに、正確に算出することは不可能なのかなと思うんですが、ただ、ある程度、それなりに想定自体はできるのかなと思うんです。本来であれば、ちゃんと想定して、最低額、最終的にはこれ以上、下がらない金額がありますので、それに向けて3年置きにするか、毎年にするか、下げていって算出すべきなのかなというふうに思うんですよね。固定資産税が入っていること自体、大家さんの視点でいくと経費になるので、経費を賄うためには、当然、家賃もそれ相応の金額にしなければいけないというの分かるんですけども、結局、これでいくと、10年分は払いますよ、じゃ、11年目以降の分はどうなるんだってなると、事業者さんの負担になっちゃうんじゃないかなというふうに思うんですけれども、見解を伺いたいと思います。

○川原観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課長 提案上限額の算定に当たりましては、固定資産税相当額を加味して算定をしておりますが、この提案上限額は、事業者が設定する施設使用料に対し、市が市民の利用などのために確保する時間枠の対価等として支払うものでありまして、固定資産税等の租税については、初年度より事業者負担として納付いただくこととしております。

○塩尻委員 負担にならないかを聞いたわけですけど、固定資産税なんで、普通に納付していただくことになるということで、当然払うものですよっていうことなのかなというふうには思うんですね。ただ、いろんな数字を基に算出しているんだけど、固定資産は10年分だけだと。

次に進みますけども、これだけの事業規模ですので、事業者としてはいろいろ、経費がほかにもかかってくるかなと。例えば、費用面で出ていないもので言うと、人件費とかですね。あとは、これだけの規模ですから、必ず融資も受けて事業をやるのかなと思うんですけども、そういった融資

を受けたことに当たって、利息も払っていかなきゃいけないと。当然、いろんな数字を基に算出されておりますので、あつちは入れるけど、こっちは入れないということにはならないんじゃないかなと思うんですけども、これらの経費っていうのはどこに入っているのか、伺いたいと思います。

○川原観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課長 提案上限額につきましては、個々の経費を積み上げるものではなく、事業者が事業計画を策定するための要素の一つとして示したものでありまして、新アリーナ事業の資金調達手法につきましては事業者が検討するものと考えており、想定することが難しいことから、算定には含めていないところでございます。

また、事業者の人件費等の経費につきましては、通常の指定管理料と同様に施設の維持管理費に含まれているものと考えております。

○塩尻委員 これで、いろいろ聞いた中だけでも、いろいろと見ていきますと、行政側としては関係するものは全て入れてあると。だけど、事業者さん側の問題といいますか、事業者のみでかかる経費、関係するものについては算出されていないという形になります。一番最初に固定資産税を含めるのは何でかって聞いたときに、いろいろ、建設費、維持管理費、大規模改修費、固定資産税等、公園使用料ということで、やはり、本来、そこにかかる費用をある程度賄うために算出しているんだと思うんです。だけど、想定できないものは入れてなくて、大きな要素になる利息も含まれていないという形になります。

これ、利息が入っていない場合、168億円ですので、今年度で3%まで金利が上がるだろうって予測されている中で、利息だけで5億円超えるんですね。多分、全額融資じゃないと思うので、それなりに自己資金もあると思うんですけど、半分融資を受けるだけでも2.5億円かかってくる。かなり大きな費用がここに入ってくるんですけども、もし仮に建設に関係するもの、固定資産税も入っていますんで、税金も含めてってなると、当然利息だとかそういったものも考えた上で事業計画を立てなければいけないんじゃないかなあと。

だから、これまでのお話でも、資金面的な問題で事業者さんが手を挙げなかったわけじゃないっていうふうにお答えいただいていますけども、本当にそうなのかなあと。普通に考えると、これ、残りの分を賄っても利息倒れで、もう事業が成り立たなくなる可能性もあるんじゃないかなあとすら私は思っております。当然、物価高騰がどれぐらい進むのか見据えられないっていうのも原因の一つなんじゃないかなとは思いますが、こういったところがちょっと私にとっては、何でこういうやり方をしているのかなあっていうふうに疑問に思うところでして、そのあたりは、それ以上は今後になりますので、次回以降にいろいろと聞かなきゃいけないのかなと思います。

次に移るんですけども、今まで何度も説明されておりました。市民の方とかスポーツ大会とか、そういった団体が利用できるように確保するため、220日間に4億3千800万円払うということとありますが、これは事業者さんに市が払う金額だと思うんです。で、利用する団体さんとか市民の方々とか利用者さんは、現場でお金も払うと思うんですけど、それは誰に払うことになるのかっていうのをお聞きしたいなと思います。

○大久保観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課主幹 具体的な方法としては、事業者が決定した後、市との協議の中で決定をしていくこととなりますが、現在のところ、新アリーナを利用する団体や市民が事業者へ支払うことを想定しております。

○塩尻委員 この後、聞く流れで問題ないことは分かるんですけども、ぱっと見たときに、なぜ、

利用者と市と両方払わなきゃいけない、二重取りになるようになっていんだらうっていうのをちょっと感じたので、その後に続きますので、問題ないことは分かりつつも、ちょっと一応、この点について説明願いたいと思います。

○川原観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課長 市が確保する利用枠の範囲内で新アリーナを利用する場合に、利用者は事業者が設定する利用料と市が事業者に支払う使用料との差額を負担することとしております。そのため、事業者が二重取りとなることはないというふうに考えておりますが、委員の御指摘のとおり感じられる利用者の方もいらっしゃるのではないかなというふうに考えられますので、今後、具体的な事業者が決定した場合においては、協議を行う状況において、誤解を招くことのないように丁寧な説明に努めてまいりたいと考えております。

○塩尻委員 市民の方が高額じゃなくて利用しやすい金額に設定するには、ある程度の負担も必要だということですので、そのあたりは仕方ないことなのかなとは思いますが、ただ、先ほども、220日間確保するっていうのは、市が市民の利用等のために確保する時間枠の対価等として支払うものということでありましたけども、じゃ、市が確保した日って、この220日間っていうのは確認できるのかどうか、まず伺いたいと思います。

○大久保観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課主幹 確保をした日にちにつきましては、事業者との協議の上、決定をしてまいります。市民の皆様が事前に把握できるようにするなど、利用者が分かりやすい運用の方法とすることを考えております。

○塩尻委員 ちょっとこの後につなげるためにこういう聞き方をしているだけですので、別に、それをこの日ですよって明示してほしいっていうわけじゃないので、むしろ、別に明示する必要はないかなとは思っております。

ちなみに、当然、可能とは思いますが、市が確保していない日、これについて市民は利用できるのか、伺いたいと思います。

○大久保観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課主幹 市が確保する利用枠については、東光スポーツ公園複合体育施設の利用開始後においてもスポーツ需要等に対して不足する部分を確保するという考えのものです。

一方、市が確保していないところについては、利用料は事業者が設定する料金となりますが、事業者が可能と設定する範囲内で市民の皆様が利用することは可能であると考えております。

○塩尻委員 それでは、利用料金の設定について、どのようになるのか伺いたいと思います。

○大久保観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課主幹 利用料金につきましては、今回お示しをしております要求水準書において、市が新アリーナ活用事業、公共利用として対価を支払う時間枠及び施設に係る利用料金は、事業者が市に提案し、市と合意の上で設定することとしておりました。その上で、事業者が設定しようとする利用料金が、減免に関する規定を含め、現在の旭川市総合体育館及び近隣の類似施設と同等の金額であることを確認することとしております。

なお、それ以外の料金については、事業者が自らの裁量において設定することができることとしております。

○塩尻委員 この料金についてなんですけども、上限額の設定なんかはあるんでしょうか。

○大久保観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課主幹 利用料金につきましては

は、先ほど御答弁させていただいたとおり、対価を支払う時間枠の中では、市と合意の上、設定することとなりますが、その枠以外の利用料金につきましては事業者の裁量において設定するため、上限額の設定については考えてはおりません。

○塩尻委員 上限額を設定しなくても、近隣類似施設と同等の金額であることを確認するということなので、そんなに急激に高い金額になるわけではなさそうな感じもありますけれども、結局、民間ですので、収支が合わなかったらどうしようもないですから、場合によってはどうしても上げなきゃいけないんですっていう相談も受ける可能性もあるのかなと思います。そうやってきたら、結局、条件からはみ出ることになるので、じゃ、事業できませんねっていうことになるんだと思うんですが、ただ、どうしてもやはり、そういった収益性っていうものを担保した計画が必要になってくるのかなと思いますので、ちょっと慎重にならなきゃいけないところのかなというふうにも思っております。

ただ、やはり、どうしても現在とか、類似施設とは比較するんだけど、ちょっと高額になっちゃうっていう可能性も考えられるのかなあとは思っています。そのあたりについて、すみませんが、見解をもう一度伺いたいなと思います。

○川原観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課長 利用料金の設定につきましては、先ほども御答弁申し上げておりますが、市が対価を支払う範囲外の利用料金につきましては、事業者が自らの裁量において設定することができることとしておりますので、その利用料金が高く設定されることはあり得るのかなと考えております。

一方、事業者にとりましても、設定する価格を理由として利用者等を確保できなくなることは望ましくないというふうに予想されますし、市場性など、様々な状況を考慮した上で適正な価格を設定いただけるものと理解をしているところであります。

○塩尻委員 事業費の算出には、何度もしつこく言いますけど、220日間使用することを確保するために4億3千800万円払う形になっています。

資料15-1とかにも、各部屋、赤枠でここを確保するんですよっていうふうに入っていますけれども、その中にトレーニングルームとかキッズルームなども入っていますよね。結局、220日のための支払いなんだったら、年間、毎日のようにトレーニングルームでトレーニングする方もいるかと思います。その人は、220日分のところも使うし、220日分じゃない、131日ですかね、その分も使うと。こう考えると、この理屈っていうのが、何か税とか、そういったものの公平性とか、受益者負担とかに反してくるんじゃないかな、反しはしないけども、曖昧になっているのかなあと思うんですよ。そう考えると、この220日の設定自体がちょっとおかしいんじゃないかなっていうふうに感じてきまして、結局、金額は同じだと思うんです、トレーニングルームを1時間使う、年中、毎日使ったとしても、同じ金額なんだけど、なぜか市から補助が来ているところがあって、来ていないところがあってっていうのが、現実的には見えないところですけどね、発生はしているんですよ。と考えると、やっぱり、その220って何なんだろうなと。単純に、市民が使いやすくするために市が補助しますよ、負担しますよっていうのを一年通じて算出するのが一番よかったんじゃないかなというふうに思うんです。

どうしても、やっぱり数字とかも、これまでの常任委員会でも不透明さも指摘されているかなと思うとおり、私もちょっと、この金額は何でこの額になっているのかなって思うところはあるんで

すよね。結局、結論ありきの価格設定、理由づけが入っていたんじゃないかなあというのは、これは私が勝手に思っていることですが、そういうふうに感じているんです。公共施設としての質を確保するため市が払う額として、やっぱり、そういうふうに出すべきだったんじゃないかと思うんですけども、見解を伺いたいと思います。

○川原観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課長 提案上限額につきましては、新アリーナ活用事業の時間枠の対価またはリース料について、事業者から提案された金額を基本に協議することとしておりまして、その上限額を示すものでございます。この新アリーナ活用事業は、新アリーナが、スポーツをする観点から、東光スポーツ公園複合体育施設との役割分担の下、市民の日常的個人利用、スポーツ大会を目的とした施設利用、市の事業ほかコンベンション利用の大きく3つの視点において役割を担い、市民がスポーツを中心とした様々な活動を行う拠点となることを期待し、事業者がこれらの公的サービスを提供するための対価とするものでございます。新アリーナの施設整備に対する要求水準書におきましては、キッズルームやトレーニングルームについても示しておりまして、市民の利用ニーズがあると考えておりますので、これらの施設の利用方法につきましては、事業者が決定した後に具体の事業計画、あるいは施設整備計画が提出された段階で、協議の中でしっかり整理を進めてまいりたいと考えております。

○塩尻委員 結局のところ、先ほどの質疑でも経済効果はまだはっきり分かっていないとかがありましたし、今回も、まだ利用料金は幾らに設定するのか決まっていない。事業者さんが提案するものということでおっしゃっていますけど、事業スキームとかそういったものばかりに気を取られていて、結構、こういう利用料とかの設定って先にある程度したほうがいいんじゃないかと思うんですよね。だから、結局、新しく建てました、どれぐらい利用されます、収入はどれぐらいになりますっていう想定をある程度すべきだったんじゃないかなと。建設費とか維持管理費とか、そっちのほうばかり見て金額を出しているから、この220日っていうこともあったりとか、そういう算定をしなきゃいけないんで、建設費じゃなくて利用状況から金額を出すべきだったんじゃないかというふうに、私、個人的には思うんですよね。市民の方は年中使うわけですから、使える方は。そのあたりも含めて、今後、御検討いただきたいとは思っています。

ちょっと話は変わりますが、いろいろと事業者さんとのやり取りがうまくいっていないところで、スキームとかを見直すっていうようなことも検討されているようですが、前回の条件の中では、市内の企業さん、事業者さんが工事に関わっていくことっていうことで、いろいろと縛りはあったかと思うんですけども、こういったところも緩和されてしまう可能性があるのかどうかを伺いたいと思います。

○川原観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課長 今回の募集要項におきましては、参加資格要件などをお示しした中で、地域経済などへの配慮に関する事項として、建設業務を担う構成企業には、旭川市内に本店を有する法人を1者以上含むこととしていたところでございます。これらの構成企業の要件につきましては、地域経済への効果を期待したものでありますが、このたびの応募者がいなかったという状況を踏まえ、これらに関する要件についても再度検討する必要があると認識をしているところでございます。

○塩尻委員 これだけの大きな規模の事業ですので、市内企業のみで非保有方式をやっていくというのは確かに難しいのかなとは思いますが、経済的にはかなりの金額が動きますので、

できるだけ市内の企業さんに仕事に入っていただいて、経済を回してもらうのがいいんじゃないか
と思いますし、そのようにしていくべきだと思うんですけども、見解を伺いたいと思います。

○川原観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課長 委員の御指摘のとおり、構成企業あるいは協力企業に可能な限り市内の企業が参入し、その先の運営におきましても、地元人材の雇用の創出につながることを望ましいと考えております。

○塩尻委員 今回、非保有方式で進めたことで、こういったことにはなっていますが、自前で建てるってことであれば、もっと地元の企業を中心にできるところも増えていたんじゃないかなというふうには思います。ということも踏まえると、やっぱり自前で建てたほうがいいんじゃないのかなというふうに僕は思うんですね。

次に移りますけども、連携区域の再整備に関する要求水準のところですね。このところで、設計、施工は市が費用を負担する想定とあるんですけども、そのあたりについて詳しく御説明願いたいと思います。

○大久保観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課主幹 連携区域の再整備につきましては、新アリーナの配置場所や整備時期を踏まえた計画が必要となることから、ニュースポーツエリアやキッズパーク、駐車場、さらに、園内のサイン、照明計画等について、事業者から整備内容や管理運営計画等の提案を受けることとしておりました。これらの施設については、公園施設、公共施設として市が整備し、その費用については市が負担することを想定していたものでございます。

○塩尻委員 事業者からの提案を受ける形になるということで、この一部分、最初も申し上げたニュースポーツエリアとかに、第1・第2・第3・第4体育館ということで、小さな体育館が入っていると。結局、やはり、何度も言うけど、収益性が担保されないと事業者さんは手をかけられませんので、それを考えたら、収益につながるものしか建てないということになりますよね。そうなってくると、結局、その1、2、3、4の小さい体育館がなくなってしまう、そうなってしまうと、そこを利用している人たちはどこに行けばいいんだってということになっちゃうのかなと思うんですね。そうすると、そういう人たちの行き先がなくなってしまう、そういう可能性もあるのではないかなと思うんですけども、そのあたり、見解を伺いたいと思います。

○川原観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課長 花咲スポーツ公園再整備基本構想におきましては、現総合体育館につきましては老朽化が進行し、一部耐震基準を満たしていない状況でありますことから、新アリーナの開業後は解体することを想定しております。

○塩尻委員 すみません、ちょっと聞き方がおかしかったですね。その残りの小さい体育館は解体を想定されているということで、さっきも言ってしまいましたが、そのスポーツ団体、そこを使っている人たちの行き先がなくなってしまう、そういったことをどのように考えられているのか、見解を伺いたいと思います。

○松本観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備担当部長 令和7年度の新アリーナ基本計画の策定に当たりまして、総合体育館を利用するスポーツ団体等へのアンケート調査やヒアリング調査を行い、花咲の新アリーナの計画と併せて、東光スポーツ公園複合体育施設についても御説明しているところでございます。

新アリーナと複合体育施設の2館の役割分担の下、市民スポーツの拠点は、東光の複合体育施設

が担うことを想定しておりますが、今後も利用団体からの御意見を伺いながら、新アリーナの利用に関する事業者との協議や、複合体育施設の運用方法の検討など、スポーツ環境の充実に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○塩尻委員 東光まで行ける人ならいいんですけどね、やはり、行けない人もいますし、行けても入り切らない可能性もあります。

これ以上については、中身が次回以降のテーマになるのかなと思いますので、今回、質疑としてお聞きするのはここまでにしたいなと思うんですけども、やはり、DBO方式だと4億9千900万円、非保有方式だと4億3千800万円が市が負担する金額になるということで、ただ、これまでも、調査するのにもいろいろお金がかかっていますし、今回、こういう事態になっていますので、これからまたお金、ある程度費用がかかってくるのかなと思います。そう考えると、途中にも申し上げましたが、自前で建てて、使い方は自由度が高い運営の方法にして、民間に運営してもらうというのが一番いいんじゃないでしょうか。

今後も大規模事業がたくさん続きますので、それを考えると大変だっというのは分かるんですけども、今回、国のほうからお金が出るのが、満額じゃなかったらちょっと減りますけど、満額来るんだとしたら、市で一般財源も使っちゃいますけど、借金として抱えるものはたしか67億円ぐらいでしたよね。67億円、借金が増えるとどうなるかっていうと、6～7年前ぐらいがそれぐらいの金額なんですね、市債残高。その当時から比べると確かに金利は高くなっていますので、財政的には厳しいところはあるかとは思いますが、例えば、今回の花咲自体は、非保有方式はやめて、例えば文化会館のほうが非保有方式が似合うような気がするんですよ。あるいは、例えば、計画をもう一度白紙にして、文化会館と併せてくっつけちゃうとか、いろんなやり方が考えられると思うんですよ。借金も増えてしまうにしても、やっぱり、日常的には、日々、黒字を目指すことは大事なことだと思うんですけども、いざやんなきゃいけないときは借金してでもやんなきゃいけないと思うんです。いろんな意見もありますし、そもそも、こういうところに今の時代、お金を使うべきじゃないっていう意見もあると思います。ただ、どうせやるんだったら中途半端にだけはしないでほしいなというふうに思っています。

過去にも、議会で反対があって、施設を小さくしなきゃいけないで、建った後に反対した議員さんも後悔していたっていう話を聞いたことがあります。それが総合体育館ですね。当初の予定は、総合体育館は、今、コの字型の観客席だけど、向こうも回れるようにする予定だったというふうに聞いていまして、そのせいで全国大会とか、そういったものも誘致できなくなったっていうことも聞いています。結局、そういうことになるぐらいだったら、やるならしっかりやる、無理だなと思ったら無理しないほうがいいのかなというふうに私は考えます。

結局のところ、まだまだこれから委員会でいろんな質疑も行われて、調査も進んでいくかと思うので、今回はこれだけにして、次回は、今後どうすべきなのかっていうのをもちよっと突っ込んで質疑をさせていただきたいと思いますので、またよろしく願いいたします。

これにて私の質疑は終わります。

○中村のりゆき委員長 質疑者の交代をお願いいたします。

それでは、御質疑願います。

○横山委員 それでは、私のほうからも何点か質疑をさせていただきますが、経済建設常任委員会

でも様々な議論を経た上での調査特別委員会の設置ということになりました。経済建設常任委員会での議論について、私はつまびらかに理解をしているわけではありませんけども、この間の理事者側の説明だとか、今日、午前10時からいろんな方の質疑も聞いてきて、どこに課題があったのかなあというふうなことを絞っていくような議論をさせていただこうかなとは思っていますが、今日で終わりではないということなので、この間、私が資料を見たり、それから説明を受けた上で、ちょっと引っかかるなと思うところをつまみながら質問をさせていただこうかなと思っていますので、ちょっと脈絡がない部分も多少はあるんですけども、また、いろんな方との質問の重複もあるんですが、御勘弁をいただきたいなというふうに思います。

まず、一番最初に、花咲スポーツ公園等再整備タスクフォースが立ち上がったところからちょっと伺わせていただきたいと思いますけども、そもそもこのタスクフォースによる検討がどのような経緯によるものなのか、それと、ここに株式会社コンサドーレが関わっているんですけども、なぜタスクフォースにコンサドーレが参加するようになったのか、その経緯等も含めて、御説明をまずはいただきたいと思います。

○大久保観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課主幹 花咲スポーツ公園等再整備タスクフォースにつきましては、老朽化が著しく、これまでも課題であった花咲スポーツ公園の再整備の検討を進めるに当たり、関係者間で情報共有を進め、あるべき将来像を検討するため設置をしたものでございます。

設置の経緯といたしましては、令和4年9月に市と株式会社コンサドーレとの間で、スポーツによるまちづくりに関することやスポーツ振興及び健康増進に関することなどを連携事項とする包括連携協定に基づき、花咲スポーツ公園等の再整備に向け、株式会社コンサドーレが持つ行政以外の知見も生かした提言を取りまとめようとしたものでございます。

○横山委員 花咲スポーツ公園の再整備の議論なので、石川厚子委員の議論の中にもあったんですけども、総合体育館の建て替えの議論なのか、スポーツ公園の再整備の議論なのかっていうところが、どうも何か不明確になっているんじゃないかと。結果的には、花咲スポーツ公園の再整備の中に紛れ込ませた総合体育館の建て替えていう議論に、何か矮小化されたような気がするのと、もう一つは、コンサドーレとの連携協定が2022年ですよ。で、タスクフォースの立ち上がりは2023年、何かこのために協定を結んだんではないかというふうに見えるんですよ。いや、そんなことはありませんって、恐らく、どちらも言うと思うんですけども、ほかに何か理由がないんですよ。ですから、この間、1年間の中で何かコンサドーレが連携協定で実績を残しているのかといたら、具体的なものはあまりないということでした。多少はあるということは伺いましたけども、これが最大の大きな取組だったっていうことになるんじゃないかなということはちょっと注意をしておきたいと思います。

では、タスクフォースの検討を始める時点で、市内の体育施設の現状については、全体的にどのような評価をしていたのか、御説明ください。

○大久保観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課主幹 タスクフォースの報告書においては、市内にある体育施設9か所は、それぞれの目的、機能を持ちながら運営している中、総合体育館は耐震基準を満たしていないことから、耐震改修等の対応などが求められていることが想定されており、また、市内には総合体育館の機能を代替できる既存の体育施設はないと評価をし

ております。

○横山委員 その総合体育館の機能を代替できる施設はほかにないということですが、東光が規模的にも代替施設になるのかなというふうに私はずっと思っていたんですけども、役割のすみ分けをしているということでしたので、その辺はちょっと認識が違うということなんですが、これについては後でちょっと触れたいと思います。

耐震基準については、昨日の熊本での地震のことを見ると、やっぱりこれはと思うんですけども、旭川の過去の地震の例から考えて、何かここが前面に出てくるのはどうなのかなと。確かに年数はたっちはいますけども、学校施設に比べればまだまだ若い施設だと思いますので、市内の公共施設を総合的に考えるべきだというふうには考えています。

それでは、提出されたタスクフォースの報告書についてですけども、この中に、既にPFI導入の可能性だとか、それからプロフィットセンター機能への言及があります。これらの導入ありきの検討、報告だったのではないかという印象を受けるんですけども、見解を伺います。

○川原観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課長 PFI導入の可能性でありますとか、プロフィットセンター機能に言及している点につきましては、国のスタジアム・アリーナ改革指針におきまして、施設をコストセンターからプロフィットセンターへ転換すること、また、その手段といたしましてPFI等の民間活力導入などについて示されておりますことから、これら国の政策の方向性を踏まえた検討の視点として位置づけたものでございます。

○横山委員 国の指針だということですが、国がやれって言うからやるんだというふうに聞こえてしまうんですね。そもそも、プロフィットセンターを運営、維持していけるだけの地理的な環境だとか、そういったものを考えたときに、素人目から見ると、当然、ちょっとこれは無謀な話だと私は思っているんですけども、その点についてはまた後ほど少し触れたいと思います。

それでは、次に、同じ報告書の中に、この時点で既にSVリーグ基準への対応の必要性に言及していますけども、その理由について御説明ください。

○川原観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課長 現総合体育館でホームゲームを開催していたヴォレアス北海道がSVリーグへの参入を表明していたということもありまして、引き続き、現総合体育館をホームゲーム会場とする場合には、観客席数をはじめとした設備や施設をSVリーグ基準に適合させることが課題であるとして、その現状を整理したところでございます。

○横山委員 ヴォレアスとの関係については、何て言うんですかね、ヴォレアス北海道のために体育館を造るのではないんだということをずっと、理事者のほうからは説明を受けていますけども、でも、体育館を用意するみたいな説明にどうしても聞こえてしまうので、そこがどうなのかということと、もう一点は、SVリーグの基準に適用させる、その基準の中身が、私たち、5千席っていうのは固定席で5千席のような印象を受けていたんですけども、多分、そうではないんですね。固定席5千も要らない。何ていうか、臨時席みたいなのを含めて5千を用意すれば基準に合うのではないかと。と考えれば、今考えられているような固定席5千っていう規模は、過大な規模になるのではないかと。そこも問題があるんじゃないかなということとはちょっと指摘をしておきます。

続いて、花咲スポーツ公園再整備基本構想の中の記述にちょっと引っかかるところがありますので、そこについて伺いたいと思います。まず、3ページに記述があったと思いますが、幅広い市民が楽しむことのできる施設というふうな記載があります。ここだけ何か具体像がよく見えないので

すよね。幅広い市民が楽しむことができる施設って、レジャーランドみたいな、そうではないんだと思うんですけども、どのような施設として想定した文言なのか、御説明ください。

○川原観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課長 花咲スポーツ公園には、総合体育館をはじめといたしまして、スタルヒン球場や陸上競技場など、いわゆるスポーツをする施設は充実しておりますが、再整備に当たりましては、競技者だけではなく、観戦や応援に訪れた方々も一緒に楽しむことができるといったにぎわいの創出に向けた機能の向上など、より幅広い層の利用やニーズにも配慮した検討が考慮すべきポイントとして挙げられております。そのため、花咲スポーツ公園の再整備に向けましては、既存施設の改修と併せて、新たな機能の導入を一体的に進め、地域のにぎわいづくりや新しい価値の創出を目指し、より効果的な事業構築を図ることを基本的な考え方として整理しております。

○横山委員 何だか分かったような、分からないような説明なんですけども、観戦や応援に訪れる方も一緒に楽しむって、意味がよく分からない。観戦や応援に来たのに、それ自体がもう楽しみなんではないかなって私は思ってしまうんだけど、さらに何の楽しみが必要なのかっていうのがよく分からないんですよね。来たついでに何かほかのものがあればそこに行くっていうのは、あ、そうしたら道の駅みたいなものを造るのかなみたいなふうに考えるんですけども、何かいろんな話をする、いや、それは結局、非保有方式になったので、事業者が考えることですから言われちゃうから、こっちは何も分からないで議論をしなきゃいけないんですよね。どんなものができるのか、造ろうとしているのかっていうのが、市の側にもないし、事業者も決まっていないから、事業者にも説明してもらえない。何だかみんな自分の理想だけ描いて、期待感だけ膨らませて、でも結局、誰もやらないっていう、そういう事業になりかねないんじゃないかなという危惧を持っています。

改めて、プロフィットセンターの必要性ですとか、それから実現の可能性については、ちょっと繰り返すようですが、どのような判断を市としてはしているのか、伺います。

○川原観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課長 先ほども御答弁申し上げましたが、国のスタジアム・アリーナ改革指針にもありますように、スタジアム、アリーナを、維持管理費を消費するだけのいわゆるコストセンターから、収益を生み出し、地域経済に波及効果をもたらすプロフィットセンターへ転換することは、重要な視点であると考えているところでございます。

また、令和6年度に実施いたしました官民連携導入可能性調査の市場調査におきまして、民間施設として整備、運営するリース方式や民設民営方式を提示する事業者がいたことから、その実現の可能性はあるものと考えております。

○横山委員 市が保有する施設でプロフィットセンターへ転換というのは理屈が分かるんですよ。自治体としても、結論は非保有方式でこれを目指そうとするから、市は全く何も関われない話になってしまいませんかということなんですよね。ここはやっぱり問題だと思うんですよね。

それから今、答弁の中にありました、リース方式や民設民営を提示する事業者がいたというのであれば、それは事業者が示した、全部は示していないかもしれませんが、可能性があるっていうふうに事業者が考えている何か具体像を議論しなければ、実現可能性があるとは言えないんじゃないかと思います。事業者が勝手に思っているだけかもしれないし、そのために何か市からいい条件を引き出そうとしているのかもしれないし、私が事業者だったらそう考えちゃうかなと思うんです。

よね。だって、もうからなければ民間事業者はやらないわけですよ。もうかる材料がどこにあるのかっていう議論をしなきゃならないのに、それをしようとしていないんじゃないかなというふうに思います。どう考えても、上川圏域で、この上川全部で50万人いないんですよ、確か。その人口規模のところで考える中身ではないんじゃないかなと思います。札幌圏は桁が違いますよね。200万以上の人口の中でこういうことをやるよというのはまだ可能性があるような気もするんですけども、非常に何かこう楽観的なような気が私はすごくしています。5千人規模のやつはSVリーグの云々でありましたんで、5千人規模の設定についてはちょっと問題があるなということを指摘だけしておきます。

それから、東光も一緒に建てるということで、体育施設の利用ニーズがあるんだということなんですけども、平日と休日を分けてこの利用ニーズっていうのは明らかにしているのかどうか、お示してください。

○川原観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課長 平日、休日の区分によるアリーナの利用ニーズは整理しておりませんが、新アリーナ活用事業で公共的な役割として設定する日数につきましては、総合体育館の利用実績を基に、東光スポーツ公園複合体育施設との役割分担の下、シミュレーションにより設定しております。平日、休日双方の利用を想定しているところでございます。

○横山委員 分けていないということだったので、これ、ちょっと私は問題が大きいかなと思っています。というのは、これまでの利用実績と将来の利用の可能性って、多分動向が変わってくると思います。なぜかというと、私たちの世代、もう老後がないってみんな思っているんですよ。だから、そんな、余暇でスポーツって誰も考えていないっていう。平日もみんな働いているから、平日にスポーツをやろうなんて人は、だんだん多分減っていくと私は思います。そういう状況も踏まえたシミュレーションをする必要があるんじゃないかなと思いますが、そこはぜひ努力をしていただきたいというふうに思います。

次に、官民連携導入可能性調査について何点か伺いますが、この市場調査は、具体的に何を目的に行ったのか御説明ください。

○大久保観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課主幹 官民連携導入可能性調査における市場調査は、旭川市PFI活用指針に基づき実施したものでございますが、民間事業者の参入意欲、意向の把握や、民間活力の導入可能性を検討することを目的に実施をしたものでございます。

○横山委員 その調査によって、公共施設として整備、運営するPFI等の事業手法の評価は、数値等も示しながら評価できていると思うんですけども、民設民営については、いわゆる非保有方式については評価できていないんじゃないかなと思いますが、見解を伺います。

○川原観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課長 官民連携導入可能性調査におきまして、定量評価でありますVFMの算定を行ったのは、保有方式に当たりますDBO、BTO、BTコンセッションの3つの手法でございます。非保有方式に当たるリース方式、民設民営方式につきましては、施設を民間事業者が保有するという点において、従来方式と同一の目的とは言えないこと、また、事業者の事業提案によりましてサービス水準が異なり、サービス水準を仮定したとしても、その結果が実態と大きく乖離する可能性がありますことから、算定を行わなかったも

のでございます。

一方、非保有方式につきましては、市場調査におけますヒアリング調査の結果、さらに詳細な構想を確認することで経済性が担保される可能性が確認できたとしておりまして、従来方式と比較してコスト面で有利となる可能性を確認したところでございます。

○横山委員 後半の、その非保有方式に対する評価ですけども、さらに詳細な構想を確認することで経済性が担保される可能性が確認できた。構想を確認っていうのは誰が誰に対してするのか明らかにならない調査結果、評価になっているんじゃないかなと思うんですね。じゃ、詳細な構想を示してくださいって業者は思うし、市は、それは業者がやることだと思っているから、結局、思いが一致しないっていうことだったんじゃないかなというふうに思います。

そもそも、非保有方式の判断というのはちょっと難しかったんじゃないかなというふうに私は思っているんですけども、官民連携の可能性はあったんだと思います。ただ、実現する可能性は結果的に低かったということに、今回の結果はなるんじゃないかなと思いますが、見解を伺います。

○川原観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課長 官民連携導入可能性調査につきましては、総合評価方式を用いて、各事業手法が本事業に適用できるかどうかの可能性を整理したものでございまして、実現可能性の高い、低い、そのものを判定するものではございません。本調査の目的は、あくまで、従来手法ではなく官民連携手法で進めることが妥当かどうかを判断するためのものであると認識をしております。

○横山委員 そうなると、これ、目的は、官民連携にゴーサインを出すために何が条件をクリアすればいいのかっていうだけの調査になってしまう。最初から官民連携で、非保有方式まで踏み込んでということではないですけども、そっちがメインの目的だったというふうにお認めになったというふうに考えるしかないかなと思うんですね。数字で出されたものよりも、総合的な評価ってやると、これ、学校で子どもたちにやったら大変な話になりますよ。テストで全部、オール30点だったけども5をつけますっていうのと同じですよ。理由を説明しろって言われて総合的な評価をしましたって。昔、どっかの政治家がそういう判断をして、人をはじいたことがありますよね。同じことを使っていませんか。つまり、客観的な、適正な評価をしていないということになるんじゃないかなということ指摘しておきたいと思います。

東光スポーツ公園の整備との関係について何点か伺います。まず、東光複合体育施設と花咲体育館の整備の経緯について、これまで計画をつくって、凍結をしていたような時期もあったと思いますけども、時系列である程度分かるように御説明をいただければと思います。

○大久保観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課主幹 東光スポーツ公園複合体育施設は、平成11年度の運動公園基本計画において位置づけられ、平成28年度に体育館、小体育館、武道館の3施設を整備する基本計画を策定したものでございます。この平成28年度の基本計画は、現在の総合体育館が引き続き存続することを前提とし、花咲と東光の2館で市民のスポーツ需要を満たすことを想定した内容となっておりました。また、当時はプロスポーツの試合開催も東光スポーツ公園体育施設で対応できることを想定した計画内容としていたところでございます。その後、令和5年度に花咲スポーツ公園再整備基本構想を策定し、総合体育館をプロフィットセンター機能を有する新アリーナとして、多目的アリーナとして建て替える方針を定めたことにより、令和6年度に花咲スポーツ公園新アリーナ等基本計画を策定し、ここにおいて、両施設の役割分担

を明確化、これと連動する形で、東光スポーツ公園複合体育施設基本計画を改定したものでございます。

○横山委員 平成28年度の基本計画では、現在の総合体育館が引き続き存続することを前提とした計画だったと。当時はプロスポーツの試合も東光でということ想定していると。その後、突然、令和5年度に基本構想で全く逆の方向に結果的になったということですね。つまり、市の体育施設に関する考え方が迷走していたというふうに印象を持ちます。なぜひっくり返したのかっていうことに対する、何か明確な説明もこれまでにないかなというふうに思いますし、今後の利用ニーズのこともあるんですけども、最初のほうに聞きました、市内の体育施設の全体像ですか、今後の将来像みたいなことをどんなふうに考えてこういう変更がこれまで行われてきたのかっていうことが非常に不透明なんですよね。だから、何か結論ありきだったんじゃないかっていう疑いの目で見られてしまうんじゃないかなというふうに思いますが、改めて、今後、体育施設を東光、花咲を中心にして考えていらっしゃるんだと思うんですけども、どんなふうに将来を見ているのか、御説明をいただきたいと思います。

○川原観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課長 公共施設等総合管理計画第1期アクションプログラム施設再編計画におきましては、全道・広域レベルの大会対応施設に関する検討におきまして、総合体育館、忠和公園体育館、東光スポーツ公園複合体育施設、大雪アリーナ、大成市民センターを対象として検討を行い、総合体育館及び東光スポーツ公園複合体育施設の扱いにつきましては、その内容を踏まえて整理すると位置づけております。このことを踏まえまして、大雪アリーナにつきましては、建物の性能を維持するための施設保全計画を策定し、忠和公園体育館につきましては、長寿命化計画の見直しに向けた現況調査を実施しており、大成市民センターにつきましては、第1期期間内で将来像に関する検討を行うこととしております。また、将来像を検討することとしております現総合体育館及び東光複合体育施設につきましては、花咲スポーツ公園新アリーナ等基本計画におきまして、新アリーナは、プロスポーツやライブ、コンサートなど、多目的な用途に対応したプロフィットセンター機能を有する多目的アリーナとして、東光スポーツ公園複合体育施設につきましては、市民利用や大会開催に適したスポーツ施設といたしまして、役割分担を明確化し、両施設を併せて本市のスポーツニーズに対応することとしております。

○横山委員 将来像がどういうふうに見えるのかなあっていうことはちょっとやっぱり疑問を感じますね。プロスポーツはまだね、まだ分かる。5千人規模のライブって、ペイしないですよ。大体、だって、ドームとかでやっているんですからね、万のキャパがないと。アイドル級のコンサートはあり得ない話ですよ。5千人ぐらいしか集められない歌手のライブしか来ないって、いや、それも具体的にどうのことを考えて事業者はその運営を構築するのも分からないので、議論のしようがないんですよ。ここが非常に何か不透明だと思います。市が主体的にそこをどういうふうに描いているのかっていうのがやっぱり分からないんですよ。

で、収容人数なのか座席数なのか何なのかよく分かりませんが、花咲5千、東光2千でいいんだったら、私は逆でもいいんじゃないかなって。だって、もともとは、花咲存続の予定で、東光の建設を考えていたわけですから、そういった判断はできないのかなということについてはいかがでしょうか。

○川原観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課長 令和6年度に策定いたしま

した花咲スポーツ公園新アリーナ等基本計画におきまして、両施設の役割分担を明確化しております。市民スポーツと大会利用を主とする施設として、東光スポーツ公園基本計画（複合体育施設）を改定し、それを踏まえた観客席の設定をしているところでございます。現在の計画におきましても、仮設席を設置することで観客人数を増やすことはできますが、複合体育施設につきましては、市民利用やスポーツ大会の開催に対応した施設といたしまして、これまでの市内体育施設の利用実績や他都市の事例を踏まえまして2千席を確保することにしたところでございます。

○横山委員 これは、花咲を5千にしたからですね。だから、花咲5千じゃなくできないのかということなんです。東光5千で、花咲2千とか、そういうことでやれるのに、何でっていうことなんです。それでニーズを賄えるっていう判断をしたからこの人数に東光は変更したわけですね。そこも何か不自然なんです。

さて、再整備事業に係る募集要項の決定、それから募集の経緯とその結果について、最後、伺いたと思いますが、非保有方式を選択した経緯と、その理由について改めて御説明をいただきたいと思います。

○川原観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課長 非保有方式を選択した経緯につきましては、令和6年度に実施いたしました官民連携導入可能性調査におきまして、保有方式、非保有方式を含む各事業手法について、適用の可能性を確認し、庁内のPFI導入検討会議におきまして、従来手法ではなく、官民連携手法で進めることが妥当との意思決定を行ったものでございます。その上で、令和7年度に、外部有識者を含む花咲スポーツ公園再整備事業事業者選定委員会を設置し、令和7年7月2日の選定委員会におきまして、本事業の特性を踏まえた事業方式の選定の考え方や採用すべき評価の視点について議論をいただき、保有方式、非保有方式を3つの視点で検討を行っておりますが、1つ目といたしましてプロフィットセンター機能の発揮、2番目といたしまして事業者の経営の自由度、3番目といたしまして将来的な市の財政に与える影響の3つの視点の評価から比較検討をいただいたものでございます。この比較検討の結果、非保有方式は、市が施設を保有する方式と比較いたしまして、プロフィットセンター機能の発揮や事業者の経営の自由度の点で有利であるとの評価をいただきまして、選定委員会からは、総合的な評価により非保有方式で進めることは妥当との意見をいただいたものでございます。この結果を経済建設常任委員会に報告いたしまして、御質疑をいただいた後、令和7年9月29日に市として非保有方式で進めることを正式に決定したものでございます。

○横山委員 繰り返すようですが、先ほどもお話ししましたが、結局、プロフィット機能の発揮や事業者の経営の自由度の点で有利だということが総合的な評価ということなんです。つまり、数字云々ではないんだっていうのがここに表れているんだけど、結局、これをやるために非保有方式にしたんだっていうふうに読み取るしかない結論を導き出したのではないかなと思うんですね。だから、最初のほうに言った、そもそも、これありきの結論を導き出すためにいろんな経過をたどっていったのではないかなというふうに見えますねということです。

募集期間の延長に至った経緯についても説明ください。

○大久保観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課主幹 令和8年1月に募集要項等を公表し、その後、募集要項に対する事業者からの質問において、構成企業の書類確認等に時間を要するため、参加資格確認申請の締切り期日の延長を求める旨の意見が寄せられましたことか

ら、本事業に関心のある民間事業者が参加しやすい環境を整える観点から、参加資格確認申請の期間を約1か月延長し、4月3日までとしたものでございます。

○横山委員 延長を求めたのはどの事業者なのかっていうことは多分明らかにできないんだとは思いますが、つまり——言葉を選ぶからちょっと難しいな。何か、その気があるよって言っていて、ちょっと時間をかけて待ったんだけど、やっぱり駄目でしたっていうことになったっていうことになりますよね、これだと。何か期待感があるから1か月延ばしたっていうことなんだろうから、当然、事業者との何らかのコンタクトは取った上での判断だと思うんですけども、ここの判断もちょっと不透明な気がします。

それから、募集要項の中でちょっと疑問なのは、施設使用料支払いの提示が、結局、募集要項の公表のところで初めて金額が出てきたということですね。それから、事業期間の変更も行われた。随分大きな変更ですけども、この経緯についても御説明ください。

○大久保観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課主幹 非保有方式は、市が施設を保有しない方式であることから、市民の日常的個人利用、スポーツ大会利用、市事業等コンベンション利用の3つの視点での公共的利用を確保するため、必要となる日数、時間、場所等に対して使用料またはリース料として対価を支払うこととし、市の公共利用日数である年間220日に対する対価として、事業者の提案上限額を年間4億3千800万円として募集要項に提示したものでございます。

また、事業期間の変更は、募集要項（案）に対する個別対話において、より長い事業期間が適切であるとの意見があり、市の公共施設等総合管理計画においては公共施設を65年間利用することを目指していること、また、非保有方式による事業実施では、より長期の運営とすることで市の財政的な負担は少なくなる可能性があること、さらに、長期の事業期間の提案が可能となれば、事業者の事業計画策定の自由度が高まることが想定され、よりよい提案となる可能性があることから、事業者選定委員会にも御説明をした上で、事業期間について30年以上65年以下の範囲で提案できることとしたものでございます。

○横山委員 4億3千800万円の使用料の支払いについては、一応、算定の根拠を示した資料も拝見をしましたが、30年で4億、掛ければ120億ちょっとぐらいですかね。ところが、事業期間が長くなってもいいよってなっちゃうと、65年間ですから300億近くなる。単純に言っても240億円は超えるということになりますし、これ、使用料、リース料なので、60年間使用料、リース料が上がらない商品ってこれまでにありましたか。私が生まれた頃の使用料、リース料を遡って考えて、リースがあまりなかった時代ですが、何かこれ、無理ありませんかっていうことですよ。今の時点で4億3千800万円、向こう10年から20年ぐらいならまだ、そうかなって思えるけど、65年先までこれで行けるのかって。いや、こんな額では当然貸せませんよと言われたら市はどうするんですかって。じゃ、上げるか、市民は使わせないってやるしかないっていうことですよ。そういったことも何も示されないで、この数字だけぼんと出て、安く上がりますっていうのは、説明にならないと私は思います。

それから、65年間に延ばしたから、その事業者の事業計画の策定自由度が高まるって、本当でしょうかっていうことですよ。60年後のことを皆さん考えていますかって。少なくとも市の職員、60年後にはみんな職員じゃないですよ。30年後ならぎりぎりいますよね、まだね。今の

20代の人たちは職員でいるかもしれない。いや、市として責任を持って、そこまで公共施設として考えていきますよっていう態度には見えないと思います。そもそもこの期間の設定自体が、こんな例があるのかどうか、調べてくださいって言っていないので、時間があったら調べていただきたいと思います。昔、イギリスが香港を租借するのに99年って期限を切ったんですよ。100年って言っちゃうと未来永劫って思われるから、ちょっと少なくしたんだけど、99年っていうことは、誰も責任を負わないっていうことですよ、結局。だから、65年というのは、市としては責任を負わないですよって言っているに等しいですよ、これ。これは大きな問題だというふうに思いますし、こうやってやっても結局、事業者は手を挙げなかったということではないかなと思います。

最後になりますが、結局応募がなかった理由の分析についてはどういうふうに考えているのか。私は事業計画そのもの、もともとスタートに不備があったんじゃないかと。プロフィットセンターについていうような考え方とか、それから、民設民営方式、施設使用料支払い、そういったことにもやっぱり矛盾、整合性がない、そういった部分があったんじゃないかなと思います。そもそも非保有方式はどうだったんだということも議論しなければならないというふうに思いますが、現時点でのお考えをお示してください。

○川原観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課長 非保有方式での事業者募集に応募がなかった原因につきましては、事業スキームに対する市と事業者との考えに乖離があったものと整理をしております。市といたしましては、体育館の建て替えなどの類似事例において広く実施をされておりますPFI手法における事業者募集の手続を参考としていたわけでありますが、非保有方式での提案を考えていた事業者からは、まちづくりの観点から、新アリーナとその周辺も含めた地域開発事業を想定しておりましたことから、当初からの建設企業の参加を想定しておらず、募集の手続が開始してから大手ゼネコンなどの参画に向けて動き出したものの、結果として参画が得られなかったと、応募の要件を満たすことができなかったということでございます。このことから、事業の内容や手続に課題があったと考えておまして、新アリーナ事業、あるいは非保有方式による事業者募集そのものに不備があったとは考えてはいないところであります。

また、民設民営方式での施設使用料の支払いにつきましては、民間事業者が施設を整備し、管理運営を行う施設を、市は、市民のスポーツ環境の確保等のため、公共利用分として必要な時間、場所を使用するために対価を支払うものでありまして、民間施設の会議室の使用料を支払った上で利用する、あるいはビルの一部を借り上げて公共利用を行うといった方法と考え方は変わらないというふうに考えているところでございます。

○横山委員 いろんなところでやっぱり矛盾を感じたり、つじつまが合わないところが、見通しがあまりにも甘いついていうか、楽観的過ぎるんじゃないかなというふうに印象づけられました。

私は、課題は大きく3つなのかなというふうに整理を自分としては今のところはしています。一つは、スポーツ施設のプロフィット化っていうのが、旭川の身の丈に合っていることなのかなということ。高橋紀博委員の要求した資料の中で、ちょっと見せてもらいましたが、旭川は20年後に人口ビジョンは22万人に予想しているんですよ。で、22万人って、ただこれは出生率が1.21を前提としているんですよ。今の特定出生率は1.1ですから。回復しないですよ。恐らくこれは加速をして、もっと減るというふうに思います。40年後には12万人になります。60年後は、計算してみてください。その時代を見越してこれが事業として成り立つのかとい

うことをどうやって説明してもらおうのかなっていう、誰が説明してくれるのかなということです。誰も説明しないなら、事業をやろうとしている市が説明するべきだと私は思います。

それから、結局、特定の事業者のプランに乗かってきてしまった結果、こうなったんじゃないかなというふうに思います。コンサドレーがタスクフォースに参加したのが2023年です。その1年後ですね、スポーツパーク・アリーナプロジェクトを発表したある会社がありますけども、多分、公にそういった計画を発表したのはこの企業だけだと思います。この企業はヴォレアスの出資会社でもあります。だから結局、A社やB社の望む方向で議論が進められて、市はお付き合いをしてきたのか、手を組んだのか分かりません。だまされたとは言いませんけども、詰めが甘かったんじゃないかなという印象を持っていますが、どうでしょうか。それは今後また明らかにしたいと思います。

それから、先ほどの使用料、リース料の考え方ですけども、当初30年の出資であれば、まだ理解できても、65年に拡大してもこの金額でって、多分それは誰も納得をしないと思うんですよね。そもそも、その市の支出の増が今後なければ、多分この事業自体も成立しないと思います。65年後の物価水準を考えたら、同額で済むわけがないと思います。これは、国が破綻でもしない限りはあり得ないんです。

教育現場に長くいましたので、今でもそうですけど、よく教育計画を立てるときに、先が見通せない現代とかと言うんですね、皆さんね。先が見通せない現代で、子どもたちにそれなりにふさわしい力をつけれつけれって言うんですけども、でも、今回のこれについては65年先の時代が見通せるということです。そういったことで計画をつくって、今の子どもたちから評価してもらえるのかどうかというのが、今回の調査特別委員会に与えられた使命なんではないかなというふうに思っていますので、今後、さらに詳細を追及させていただければというふうに思っています。今日のところはこの辺で終わりにしたいと思います。

○中村のりゆき委員長 それでは、本日の委員会は、以上で終わりたいと思います。

なお、明日午前10時から本日に引き続き委員会を開きますので、定刻までに御参集願います。本日の会議は、これで散会いたします。

散会 午後4時49分